議案第43号

壱岐市地域防災計画の修正について

災害対策基本法第42条の規定による壱岐市地域防災計画の修正 について、壱岐市議会基本条例第13条の規定に基づき、議会の議決 を求める。

令和2年6月11日提出

壱岐市長 白 川 博 一

壱岐市地域防災計画(本編)修正

新旧対照表

頁	現行計画	修正計画						
3	国内の台風の年間発生数は年によってかなりの差異があるが、 <u>1995~2004</u> 年の平均値では 25 個で、そのうち <u>2.2</u> 個が九州北部に、 <u>2.8</u> 個が九州南部に接近(上陸を含む。)している。 ア 高潮をもたらした台風	2.2 国内の台風の年間発生数は年によってかなりの差異があるが、2010~2019年の平均値では25個で、そのうち個が九州北部に、4.4個が九州南部に接近(上陸を含む。)している。ア高潮をもたらした台風 医本長崎県内に顕著な高潮をもたらした台風の経路は、九州の南西海上から直接本県に襲来し、北東に過ぎ去る場合						
6	県に襲来し、北東に過ぎ去る場合と東シナ海から対馬海峡を通って北東に過ぎ去る場合の2つがある。	東シナ海から対馬海峡を通って北東に過ぎ去る場合の2つがある。						
	処理すべき事務又は業務の大綱	処理すべき事務又は業務の大綱						
	<ul> <li>・防災に関する組織の整備</li> <li>・自主防災組織の育成指導</li> <li>・防災知識・思想の普及等住民の災害対策の促進</li> <li>・防災における施設等の緊急整備</li> <li>・災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査</li> <li>・災害広報</li> <li>・避難勧告、指示</li> <li>・水防その他の応急措置</li> <li>・被災者の救助及び救護措置</li> <li>・災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置</li> <li>・消防活動及び浸水対策活動</li> <li>・被災児童・生徒等に対する応急の教育</li> <li>・公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置</li> <li>・農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置</li> </ul>	<ul> <li>・防災に関する組織の整備</li> <li>・自主防災組織の育成指導</li> <li>・防災知識・思想の普及等住民の災害対策の促進</li> <li>・防災における施設等の緊急整備</li> <li>・災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査</li> <li>・罹災証明書の交付</li> <li>・災害広報</li> <li>・避難勧告、指示</li> <li>・水防その他の応急措置</li> <li>・被災者の救助及び救護措置</li> <li>・災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置</li> <li>・消防活動及び浸水対策活動</li> <li>・被災児童・生徒等に対する応急の教育</li> <li>・公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置</li> </ul>						
	<ul> <li>・消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備</li> <li>・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧</li> <li>・管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整</li> <li>・災害対策に関する近隣市町間の相互応援協力等</li> <li>・その他災害発生の防止又は拡大防止のための措置</li> </ul>	・農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置 ・消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧 ・管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 ・災害対策に関する近隣市町間の相互応援協力等 ・その他災害発生の防止又は拡大防止のための措置						
8	6 指定公共機関及び指定地方公共機関	6 指定公共機関及び指定地方公共機関						
	機 関 名 処理すべき事務又は業務の大綱 日 本 郵 便 株 式 会 社 ・災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保 郷 ノ 浦 郵 便 局 ・郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置	機 関 名 処理すべき事務又は業務の大綱 日 本 郵 便 株 式 会 社 ・災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保 郷 ノ 浦 郵 便 局 ・郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置						

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱						
	<ul><li>・災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保</li><li>・郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置</li></ul>						
NTTフィールドテクノ九州支 店福岡営業所福岡フィールドサ ービスセンター宅内担当壱岐	・電信電話施設の保全と災害非常通話の調整						
日本赤十字社長崎県支部壱岐分区	<ul><li>・災害時における医療助産等の実施</li><li>・地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施</li><li>・義援金品等の募集及び配分</li></ul>						

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱						
日本郵便株式会社郷 / 浦郵 便局	<ul><li>・災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保</li><li>・郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置</li></ul>						
NTTフィールドテクノ九州支 店福岡営業所福岡フィールドサ ービスセンター宅内担当壱岐	・電信電話施設の保全と災害非常通話の調整						
日本赤十字社長崎県支部壱岐分区	<ul><li>・災害時における医療助産等の実施</li><li>・地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施</li><li>・義援金品等の募集及び配分</li></ul>						

頁	現行計画	修正計画
	九 州 電 力 ㈱ 壱 岐 営 業 所 ・電力施設の整備と防災管理 ・災害時における電力供給確保	九 州 電 力 ㈱ 壱 岐 営 業 所 ・電力施設の整備と防災管理 ・災害時における電力供給確保
	・気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災日本放送協会及び放送関係機関・気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報・社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力	・気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災 日本放送協会及び放送関係機関
	九 州 郵 船 ㈱ 壱 岐 海 運 ㈱ ・救助物資の緊急輸送	九 州 郵 船 ㈱ 壱岐・対馬フェリー㈱ ・救助物資の緊急輸送
	き 岐 交 通 株 ・災害対策用物資及び人員輸送の確保 ・災害時における応急輸送対策	き 岐 交 通 株 ・災害対策用物資及び人員輸送の確保 ・災害時における応急輸送対策
	<ul><li>・ガス供給施設の耐災整備</li><li>・被災地に対する燃料供給の確保</li><li>・ガス供給施設の被害調査及び復旧</li></ul>	・ガス供給施設の耐災整備         ・被災地に対する燃料供給の確保         ・ガス供給施設の被害調査及び復旧
	壱 岐 医 師 会 ・災害時における助産、医療救護	壱 岐 医 師 会・災害時における助産、医療救護
	・災害時における歯科医療 ・身元確認	で 岐 歯 科 医 師 会 ・災害時における歯科医療 ・身元確認
11	土地利用の状況	土地利用の状況
	区分宅地農用地山林その他計面積(km²)6.5239.3148.7344.00138.56	区分     宅     地     農用地     山     林     その他     計       面積(km²)     6.56     39.00     48.77     44.23     138.56
11	(1) 地形・地質 壱岐市の地形は一般に丘陵性の玄武岩をなし、高度 100mを超える山地が占める面積は極めて少ない。分水嶺はへ偏り、谷江川は北西から南東に、幡鉾川は西から東に流れその流域には、本島最大の平野が発達している。市の耕地面積は 39.31 km <sup>2</sup> 、田の整備率は <u>60</u> %(平成 <u>17</u> 年度末現在)に達し、圃場条件が整った地域である。	
	(2) 気 候 壱岐の気候は、気温の日較差の小さい海洋性気候となっており、壱岐市芦辺の平年の年平均気温は 15.7℃と長崎より 1.5℃低い。年間降水量は約 1,860 mmで、長崎市とほぼ同じである。 梅雨の時期に降水量が最も多く、7月の月降水量は約 300 mmに達する。 夏は、8月の最高気温の平均が 26.1℃と比較的しのぎやすい。	(2) 気 候
	区 分 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 年間計 月平均 平均気温 5.9 6.7 9.4 13.6 17.4 20.7 24.7 26.1 23.0 18.5 13.4 8.5 - 15.7 目間降水 76.2 83.5 133.0 145.7 174.2 272.6 320.6 198.5 216.3 80.0 91.4 68.4 1860.3 155.0 資料: 芦辺地域気象観測所 (1981~2010 年の平均)	区 分 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 年間計 月平均平均気温 5.6 6.7 9.7 13.6 17.9 20.8 25.1 26.5 23.0 18.6 13.5 8.0 - 15.7 月間降水 62.0 87.2 120.3 160.8 128.2 293.1 259.6 283.7 197.0 136.7 109.8 105.0 1943.4 162.0 資料: 芦辺地域気象観測所(2010~2019 年の平均)

#### 頁 現行計画 修正計画 12 また、台風によって大雨が降ることも多い。九州北部地方に接近する台風の数は、平年で1年当たり3.2個であり、 また、台風によって大雨が降ることも多い。九州北部地方に接近する台風の数は、平年で1年当たり4.3個であり、 6月~10月に多い。 6月~10月に多い。 壱岐市芦辺(気象庁観測所)の平年値によれば、日降水量 100 mm以上の大雨は 1 年当たり 1.9 回降る。そのような|壱岐市芦辺(気象庁観測所)の平年値によれば、日降水量 100 mm以上の大雨は 1 年当たり 2.3 回降る。そのような 大雨が最も多い月は7月であり、1か月当たり 0.7 回降っている。年降水量の平年値は 1860.3 mmだが、その 6 分 大雨が最も多い月は7月であり、1か月当たり 0.8 回降っている。年降水量の平年値は 1,943.4 mmだが、その 5.5 の1に相当する313mmの雨が1日で降った例もある。また、1時間で103mmの雨が降った例もある。 分の1に相当する362mmの雨が1日で降った例もある。また、1時間で120mmの雨が降った例もある 12 (1) 人 口 (1) 人 口 壱岐の人口は、復興期を終えた昭和30年の51,765人をピークに、高度経済成長期の都会的生活願望や第1次産業 壱岐の人口は、復興期を終えた昭和30年の51,765人をピークに、高度経済成長期の都会的生活願望や第1次産業 の低迷、進学率の増加などによる人口流出が続き、平成22年の国勢調査では29,377人となり、最多時から約57% の低迷、進学率の増加などによる人口流出が続き、平成27年の国勢調査では27,103人となり、最多時から約52% まで減少している。この人口減少とともに若年層の島外への流出が高齢者比率(65歳以上)の上昇を招き、平成12 まで減少している。この人口減少とともに若年層の島外への流出が高齢者比率(65歳以上)の上昇を招き、平成22 年国勢調査では27.1%であったのが、平成17年国勢調査では31.8%となり過疎化に一層の深刻度を増している。 年国勢調査では31.8%であったのが、平成27年国勢調査では35.4%となり過疎化に一層の深刻度を増している。 高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害 高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害 を大きくする要因となる。 を大きくする要因となる。 14 (1) 風水害 (1) 風水害 考 発生年月日 原 因 被 害 概 要 備 発生年月日 原 因 被 害 概 要 備 考 昭和31年9月9日 | 台風12号 | 被害甚大(家屋全壊・半壊) 災害救助法適用 昭和31年9月9日 台風12号 被害甚大(家屋全壊・半壊) 災害救助法適用 昭和34年9月17日 台風14号 被害甚大(家屋全壊・半壊) 昭和34年9月17日 台風14号 被害甚大(家屋全壊・半壊) 災害救助法適用 災害救助法適用 昭和53年9月15日 台風18号 被害甚大(軽症者5名) 昭和53年9月15日 台風18号 被害甚大(軽症者5名) 昭和62年8月31日 | 台風12号 | 被害甚大(重症者3名・軽症者7名) 昭和62年8月31日 | 台風12号 | 被害甚大(重症者3名・軽症者7名) 平成9年10月14日 | 竜巻 死者1名 平成9年10月14日 | 竜巻 死者1名 平成11年6月29日 | 集中豪雨 | 死者1名(土砂災害・床上浸水) 平成11年6月29日 集中豪雨 死者1名(土砂災害・床上浸水) 24時間雨量257mm 平成21年7月24日 集中豪雨 死者1名(土砂災害) 平成21年7月24日 集中豪雨 死者1名(土砂災害) 24時間雨量313mm 平成29年6月29日 | 集中豪雨 | 土砂災害・床上浸水 24時間雨量424mm 14 (2) 火 災 (2) 火 災 火災種別 損害額(千円) 被此外原野 死傷者数 件 焼失 死 負 損害額 建 林 車 物 野 両 建 林野 全損 面積 物 傷 (千円) $(m^2)$ 損損 (a) 者 者 数 数 (m²) 員 数 (m²) 数 者 者 平成 平成15年 31 12 568 3 1 1 1 0 4 3 10 3 1 6 20 6 7,300 13 0 5 32,624 <u>13</u> <u>22, 972</u> <u>20, 736</u> 847 6 18 2 <u>7</u> <u>1</u> 6 <u>5</u> <u>3</u> 55 19 1, 222 6 0 1 2 7 3 17 5 2 10 43 11 2,000 25 2 6 平成16年 平成17年 | 45 | 15 | 1, 163 | 6 | 0 | 1 | 1 | 4 | 1 | 10 | 4 | 1 | 5 | 29 | 17 | 1, 100 | 13 | 1 | 3 | 平成 平成18年 24 6 <u>415</u> | <u>3</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>1</u> | <u>0</u> | <u>6</u> | <u>3</u> | <u>1</u> | <u>2</u> | <u>17</u> | <u>5</u> | <u>1,100</u> | <u>13</u> | <u>2</u> | <u>3</u> | 24, 014 22 30 <u>12</u> <u>11</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>5</u> <u>12, 662</u> 10,695 47 10 1,910 <u>0</u> <u>14</u> <u>4</u> <u>2</u> <u>5</u> <u>3</u> <u>9</u> <u>4</u> <u>0</u> <u>5</u> <u>24</u> 347 850 3 4 0 0 3 0 13 5 1 7 59 13 2,500 12 0 6 平成19年 38 13

<u>40</u> <u>14</u>

平成20年

861 1 3 0 2 3 2 11 1 1 9 38 9 1,800 17 0 6

<u>457</u> | <u>4</u> | <u>1</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>1</u> | <u>0</u> | <u>6</u> | <u>4</u> | <u>0</u> | <u>2</u> | <u>20</u> | <u>18</u> | <u>3,600</u> | <u>15</u> | <u>1</u> | <u>0</u> | <u>22,972</u>

平成

23 39

<u>14</u> <u>12</u> <u>1</u> <u>0</u>

<u>12</u> <u>50, 985</u> <u>50, 840</u>

145

20

頁	現行計画	修正計画
	平成22年     30     12     347     2     2     1     1     2     1     9     4     0     5     24     11     2,800     7     1     3     12,662       平成23年     39     14     580     2     4     0     0     3     0     9     2     0     7     19     12     3,100     13     0     4     50,985       平成24年     21     4     468     2     1     0     1     0     0     3     2     1     0     8     4     3,400     13     1     2     40,721	平成     24     21     4     4     0     0     13     40,721     0     0     0     0     6     3     2     1     0     3     2     1     0     8     468     34     1
		平成     25     30     8     6     0     0     16     100,08     100,08     0     0     0     0     0     10     4     3     2     1     7     4     1     2     17     768     22     0
		平成     26     27     8     4     0     0     15     16,959     16,927     0     30     0     2     14     5     0     5     4     5     3     0     2     9     462     8     1
		平成 27 23 6 2 1 1 13 18,207 2,573 0 18 15,228 388 6 3 0 0 3 4 0 0 4 4 79 2 0 年
		平成       28     20     4     4     0     1     11     10,816     9,385     0     0     1,423     8     4     1     2     0     1     6     1     4     1     11     266     2     0
		平成     29     24     5     6     1     1     11     27,875     23,884     0     137     3,264     590     10     4     2     1     3     2     2     0     0     4     655     6     2
		平成 30 36 7 8 0 1 20 562,71 5,298 49 0 557,33 7 1 10 2 0 4 4 6 1 0 5 17 9 5 2
	(イ) 消防団の名称及び管轄区域 ① 郷ノ浦地区	(4) 消防団の名称及び管轄区域         ① 郷ノ浦地区       (H31.4.1現在)
	<u>名 称</u> 管 轄 区 域	分団         管轄区域         団員数         人口         団員1名に 対する人口
	機動分団郷ノ浦町一円	地区本部     郷ノ浦町全域     22 (7)     9,844     447.45
	第 1 分 団 武生水地区	起動分団         郷ノ浦町全域         42         9,844         234.38
	第 2 分 団 渡良地区	第 1 分 団 武生水地区 36 4,531 125.86
	第 3 分 団 柳田地区	第 2 分 団 渡良地区 36 1,275 35.42
	第4分団 沼津地区	第 3 分 団 柳田地区 23 827 35.96
	第 5 分 団     志原地区       第 6 分 団     初山地区	第 4 分 団 沼津地区     24     906     37.75
	第 7 分 団 三島地区	第 5 分 団     志原地区     24     935     39.00       第 6 分 団     初山地区     35     1,066     30.46
		第 6 分 団     初山地区     35     1,066     30.46       第 7 分 団     三島地区     53 (25)     304     5.74

頁		現行計画	修正(新山刈魚衣)							
20	② 勝本地区		② 勝本地区 (H31.4.1現在)							
	名   称     第1分団	管     轄     区     域       勝本浦東部			<u>分団</u>	<u>管轄区域</u>	団員数	人口	団員1名に 対する人口	
	第2分団	勝本町一円			地区本部	勝本町全域	<u>15</u>	5, 432	<u>362. 13</u>	
	第3分団	勝本浦西部			第 1 分 団	勝本浦東部	28	893	31.89	
	第4分団	東・新城地区			第 2 分 団 機 動 隊	勝本町全域	<u>15</u>	<u>5, 432</u>	362. 13	
	第5分団	大久保・坂本・仲・西戸地区			第 3 分 団	勝本浦西部	<u>22</u>	1,090	<u>49. 55</u>	
	第6分団	勝本町一円(機動隊)			第 4 分 団		<u>25</u>	855	34. 20	
	第7分団	本宮仲・西・東地区・布気地区				仲、西戸、大久保、坂本地区	34	1, 071	31. 50	
						立石、湯ノ本、湯ノ浦、本宮南	42	951	22. 64	
						百合畑、布気、上場、本宮(仲、東、西)		572		
20	③			③ 岸	<u> </u>		26 I 3 1. 4.		22.00	
20	名称	管 轄 区 域		<u> </u>					団員1名に	
	第1分団	(芦辺町一円)			<u>分団</u>	管轄区域	団員数	人口	対する人口	
	(機動分団)	一   芦辺浦(緑ケ丘、吉ケ久保を含む。)、大石触一円			地区本部	芦辺町全域	4	7, 143	<u>1, 785. 75</u>	
	第2分団	八幡浦、棚江の一部(外海外原線、真竹外海線以東)一円			第 1 分 団	芦辺浦地区全域及び諸吉の一部	34	846	24. 88	
	第3分団	諸吉(大石、棚江の一部、吉ケ久保を除く。)一円			第 2 分 団	(大石、吉ヶ久保) 八幡浦地区全域及び棚江の一部				
	第4分団	深江一円				(外海外原線、真竹外海線以東)	<u>28</u>	903	32. 25	
	第 5 分団 第 6 分団	中野郷 (緑ケ丘を除く。) 一円         湯岳一円			第 3 分 団	諸吉地区一円 (大石、緑ヶ丘、吉ヶ久保、棚江の一部を除く)	38	941	24.76	
	第7分団	住吉一円			第 4 分 団		28	539	19. 25	
	第8分団	国分一円				中野郷地区全域(緑ヶ丘を除く)	23	461	20.04	
	第9分団	_(芦辺町一円)				芦辺町湯岳地区全域	21 (4)	249	11.86	
	(機動分団)	·   <u></u>			第7分団					
	第 10 分 団	<del> </del>					14	268	19. 14	
	第 11 分 団	<u> </u>			第8分団		21	407	19. 38	
					第 9 分 団		<u>26</u>	615	23. 65	
					第 1 0 分 団		39	634	16. 28	
					第 1 1 分 団	箱崎地区全域	<u>40</u>	<u>1, 280</u>	<u>32. 00</u>	

頁	現行計画	修正計画						
21	<ul><li>④ 石田地区</li></ul>	④ 石田地区 (H31.4.1現在)						
	<u>名 称</u> <u>管 轄 区 域</u>	分団         管轄区域         団員数         人口         団員1名に 対する人口						
	第 1 分 団 君ヶ浦、田の中	地区本部     石田町全域       12     4,218       351.50						
	第 2 分 団 本町、祝町	第 1 分 団     印通寺浦地区 (君ヶ浦西、君ヶ浦東、田ノ中)     28     585     20.89						
	第 3 分 団 本村、南、石田西、石田東、筒城	第 2 分 団     印通寺浦地区(本町、祝町)     20     640     32.00						
	第 4 分 団 山崎	第 3 分 団     石田、筒城地区全域     28     1,696     60.57						
	第 5 分 団 池田	第 4 分 団 山崎地区全域 25 (10) 138 5.52						
	第 6 分 団 久喜、湯岳	第 5 分 団 池田地区全域 26 542 20.85						
		第 6 分 団     久喜、湯岳地区全域     28     617     22.04						
29	防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。	(3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。 ア 動員配備・参集方法 イ 本部の設営方法 ウ 告知放送ほか各種機器の操作方法等  こ さらに、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、告知放送、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。						
31	大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、ただちに緊急消防援助隊の応援要請を行うことについても整備しておく。	大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、ただちに緊急消防援助隊の応援要請を行うこと <u>及び受援体制</u> についても整備しておく。						
33	(-) 11303/CH 3 124 - EMBAND	(1) 消防通信手段の整備状況						
	<u>従来のアナログ無線通信方式の消防無線をデジタル無線通信方式により</u> 消防・救急業務及び消防団との無線通信網として構築するため消防・救急デジタル無線システムを整備 <u>した</u> 。	(1)消防通信手段の整備状況 消防・救急業務及び消防団との無線通信網として構築するため消防・救急デジタル無線システムを整備 <u>している</u> 。						

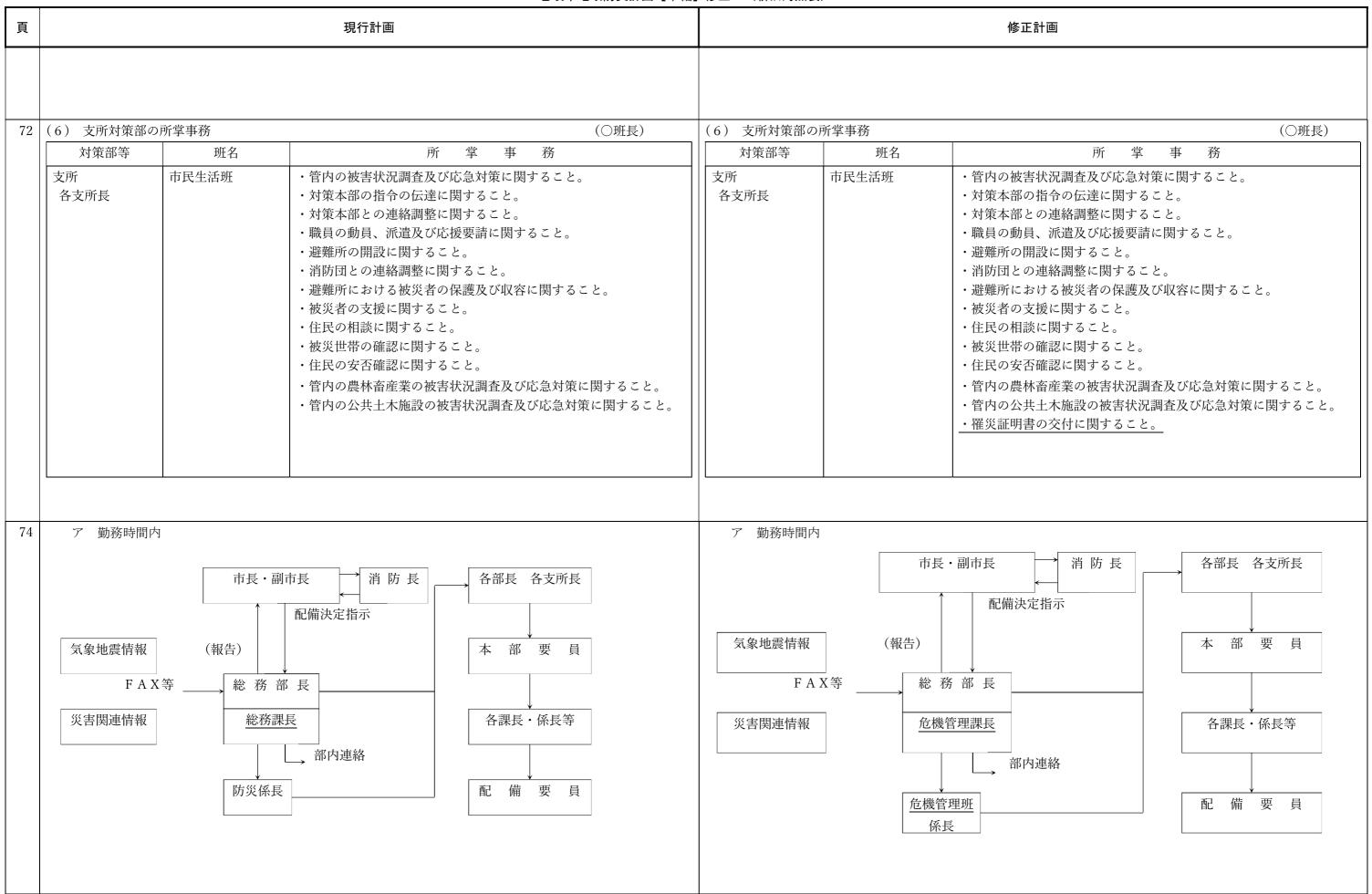
頁	現行計画	修正計画
45	指定避難場所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難施設、避難路等を記載した	14 避7難に関する広報 指定避難場所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難施設、避難路等を記載し
	地図を作成し、住民への配布等を積極的に行う。 また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、 <u>防災行政無線</u> 等の整備を推進する。	た地図を作成し、住民への配布等を積極的に行う。 また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、 <u>告知放送システム</u> 等の整備を推進する。
48	(1) 総合防災訓練	(1) 総合防災訓練
	市は、 <u>毎年</u> 1回、総合防災訓練を実施する。	市は、2年に1回、総合防災訓練を実施する。
59	また、避難行動要支援者宅及び避難行動要支援者施設への <u>防災行政無線</u> と連動した防災ラジオの整備を図る。	また、避難行動要支援者宅及び避難行動要支援者施設への告知放送システムと連動した防災ラジオの整備を図る。

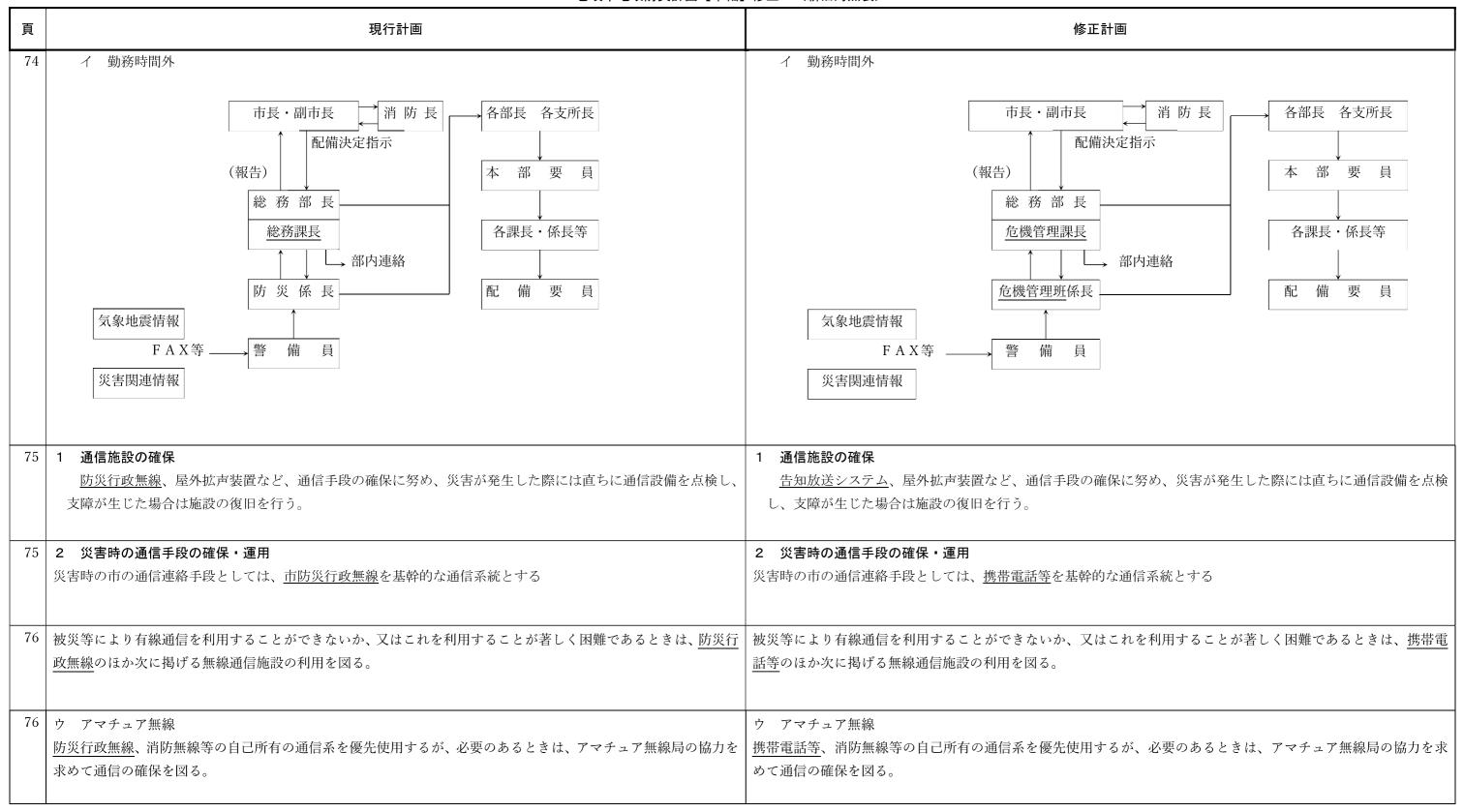
頁	現行計画							修正計画							
68	高 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一										壱岐	市災害対策本部	<b>『組織図</b>		
		区 分	班	班 長	副 班 長	班員				区 分	班	班 長	副 班 長	班員	
	w = =		総務対策班	総務課長		総務課		部長市長		(1) 7f2 kg	総務対策班	危機管理課長	総務課長	危機管理課・総務課	
	部長市長副市長副本部長	総務部長)	財 政 班	財政課長	管財課長 会計課長 管財課主幹	財政課・管財課・会計課		副本部長		・ 総務部 (総務部長)	財 政 班	財政課長	管財課長 SDGs未来課長 会計課長	財政課・管財課・会計課	
	教育長	企画振興部	情報管理班	政策企画課長		政策企画課	L	教育長		企画振興部	情報管理班	政策企画課長		政策企画課	
	T	(企画振興部長)	観光商工班	観光商工課長			║┌	総務部長	1	(企画振興部長)	観光商工班	観光課長	商工振興課長	観光課・商工振興課	
	総務部長		調査班	税務課長	税務課主幹	税務課		企画振興部長	1		調 査 班	税務課長	税務課主幹	税務課	
	<ul><li>企画振興部長</li><li>市民部長</li><li>兼郷ノ浦支所長</li><li>本</li><li>保健環境部長</li></ul>	市民部(市民部長)	市民福祉班	市民福祉課長	子ども家庭課長 保護課長 主幹兼保育所長 主幹兼老人ホーム 所長 主幹兼特別養護老	市民福祉課・子ども 家庭課・保護課・保 育所・老人・特養ホ ーム、精神ホーム B 型・障害者支援セン		市民部長 兼郷ノ浦支所長 保健環境部長	-	市民部(市民部長)	市民福祉班	市民福祉課長	子ども家庭課長 保護課長 主幹兼保育所長 主幹兼老人ホーム 所長	市民福祉課・子ども 家庭課・保護課・保 育所・老人ホーム、 地域生活ホーム・障 害者地域活動支援 センター	
	兼芦辺支所長		TIII lot: /dr dl ndr	四次/6: 山田 日	人ホーム所長	環境衛生課・各環境	1	兼芦辺支所長		/D /th.tm l.tr.td7	環境衛生班	環境衛生課長		環境衛生課·各環境 管理施設	
	部 農林水産部長 兼石田支所長	保健環境・病院部 (保健環境部長)	環境衛生班健康保健・	健康保健課長	<b>(井京/ロ/井部 </b>	管理施設 健康保健課		農林水産部長 兼石田支所長	$\  \vdash$	保健環境部長)	健 康 保 健 班	保険課長 健康増進課長	保険課主幹·健康増 進課主幹	保険課、健康増進課	
	員 建設部長	(病院部長)	病院 班 農 林 班	病院管理課長	健康保健課主幹 農業委員会事務局 長	病院管理課 農林課·農業委員会		建設部長兼勝本支所長		# 14 1. ***	農林班	農林課長	農業委員会事務局 長 農林課主幹	農林課・農業委員会	
	兼勝本支所長	農林水産部 (農林水産部長)			農林課主幹		<u>                                     </u>	教育次長		農林水産部 (農林水産部長)	家畜衛生班	家畜診療所長	反"个时本"上"干T	家畜診療所	
	教育次長		家畜衛生班			家畜診療所			$\parallel \parallel$		水 産 班	水産課長		水産課	
	消防長	建設部	水產班		7.4=几=Ⅲ -> 4人	水産課		消防長	$\parallel \parallel$	建設部(建設部長)	土木建築班	建設課長	建設課主幹	建設課	
	議会事務局長	(建設部長)	土木建築班水道班		建設課主幹上下水道課主幹	建設課 上下水道課		議会事務局長	<b>」</b> ├─	(建設部長)	水 道 班	上下水道課長	上下水道課主幹	上下水道課	
		and other last	教育総務班		学校教育課長	教育総務課·学校教 育課·幼稚園·給食				教育部 (教育次長)	教育総務班	教育総務課長	学校教育課長 学校給食センター 長	教育総務課・学校教育課・幼稚園・給食センター	
		教育部 (教育次長)	社会教育·	社会教育課長	長 国体準備室長 文化財課長	センター         社会教育課・文化財         課・文化ホール・郷					社会教育· 文 化 財 班	社会教育課長		社会教育課文化ホール・郷土館	
			文化財班	江五扒日酥风	人门州林区	土館・国体推進課				· › 사 타구 수대	消防総務班	総務課長		総務課	
		Note to	消防総務班	総務課長		総務課				消防部 (消防長)		予防課長		予防課	
		消防部 (消防長)	予 防 班	予防課長		予防課			-	·	警 防 班	警防課長		警防課	
			警 防 班			警防課				消 防 班	消防署長 消防団長		消防署・支署出張 所・市消防団		
		<u></u>	消 防 班	消防署長 消防団長		消防署・支署出張 所・市消防団			-	議会・監査部 (議会事務局長)	議会・監査班	議会事務局次長	監査委員事務局長	議会事務局·監査委 員事務局	
		議会・監査部 (議会事務局長)	議会・監査班		監査委員事務局長	議会事務局·監査委員事務局			<u> </u>	郷ノ浦支所 (郷ノ浦支所長)	市民生活班			郷ノ浦支所・総務 課・事務所・・市民	
		郷ノ浦支所 (郷ノ浦支所長)	市民生活班	郷ノ浦支所長 総務課長 市民福祉課長		郷ノ浦支所・総務 課・事務所・市民福 祉課			<u> </u>	勝本支所 (勝本支所長)	市民生活班	市民福祉課長 勝本支所長 建設課長	建設課主幹	福祉課 勝本支所・事務所・ 建設課	
		勝本支所 (勝本支所長)	市民生活班	勝本支所長 建設課長	建設課主幹	勝本支所・事務所・建設課			<u> </u>	声辺支所 (芦辺支所長)	市民生活班	芦辺支所長 環境衛生課長		芦辺支所・事務所・ 環境衛生課・健康保	
		芦辺支所 (芦辺支所長)	市民生活班	芦辺支所長 環境衛生課長健康 保健課長		芦辺支所・事務所・ 環境衛生課・健康保 健課				石田支所 (石田支所長)	市民生活班	健康保健課長 石田支所長 農林課長	農林課主幹	健課 石田支所 農林課	
		石田支所 (石田支所長)	市民生活班	石田支所長 農林課長	農林課主幹	石田支所 農林課				(ПНД/ЛК/		及打印水区		жтим	

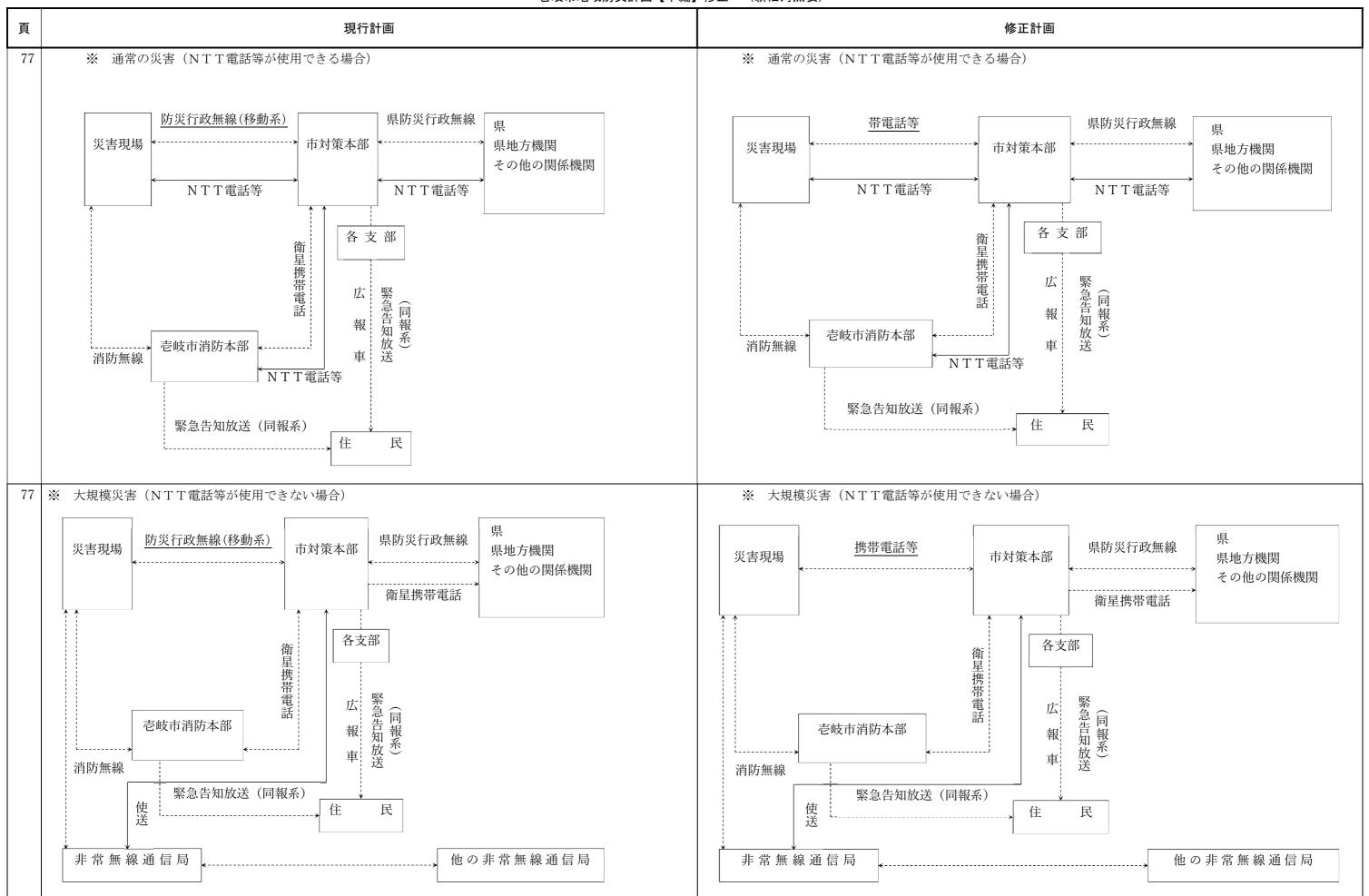
頁		現行計画	修正計画					
69 (5) 災害対策本部	『各部の所掌事務		(5) 災害対策本部各部の所掌事務					
対策部等	班(課等)名	掌 握 事 務	対策部等	班(課等)名	掌 握 事 務			
総務部長	総務対策班総務課	・災害対策本部の設置・運営に関すること。 ・原子力災害合同対策協議会に関すること。 ・災害状況の把握及び伝達に関すること。 ・国県に対する報告及び連絡調整に関すること。 ・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 ・自衛隊等の災害派遣要請に関すること。 ・防災行政無線の運用及びその他の通信の確保に関すること。 ・災害時における職員等の動員、派遣及び応援に関すること。 ・災害時における職員等の動員、派遣及び応援に関すること。 ・災害関係の広報に関すること。 ・災害関係の広報に関すること。 ・災害時における交通安全に関すること。 ・災害時における交通安全に関すること。 ・災害記録、写真に関すること。	総務部長	総務対策班 危機管理課 総務課	・災害対策本部の設置・運営に関すること。 ・原子力災害合同対策協議会に関すること。 ・災害状況の把握及び伝達に関すること。 ・国県に対する報告及び連絡調整に関すること。 ・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 ・自衛隊等の災害派遣要請に関すること。 ・告知放送システムの運用及びその他の通信の確保に関すること。 ・災害時における職員等の動員、派遣及び応援に関すること。 ・災害関係の広報に関すること。 ・災害関係の広報に関すること。 ・災害関係の広報に関すること。 ・災害時における交通安全に関すること。 ・災害時における交通安全に関すること。 ・災害時へリポートの設置に関すること。 ・災害記録、写真に関すること。			
	財政班 財政課 管財課 会計課	・総務部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・庁舎の応急対策に関すること。		財政班 財政課 管財課 <u>SDGs未来課</u> 会計課	・総務部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に 関すること。 ・庁舎の応急対策に関すること。			
企画振興 企画振興部長	情報管理班 政策企画課	・企画振興部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急 対策の連絡調整に関すること	企画振興 企画振興部長	情報管理班 政策企画課	・企画振興部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急 対策の連絡調整に関すること			
	観光 <u>商工</u> 班	・商工業者の被害調査及び応急対策に関すること。 ・観光客の安全に関すること。 ・必要物資等の確保あっせんに関すること。 ・商工業者の災害金融に関すること。		観光商工班 観光課 商工振興課	<ul><li>・商工業者の被害調査及び応急対策に関すること。</li><li>・観光客の安全に関すること。</li><li>・必要物資等の確保あっせんに関すること。</li><li>・商工業者の災害金融に関すること。</li></ul>			
市民市民部長	調査班税務課	・避難所の運営支援に関すること。	市民市民部長	調査班 税務課	・避難所の運営支援に関すること。 ・住家の被害認定調査			
	市民福祉班 市民福祉課 子ども家庭課 保護課 保育所 老人ホーム 特別養護老人ホー	<ul> <li>・市民部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。</li> <li>・災害救助法に関すること。</li> <li>・義援金の交付、保管及び配布に関すること。</li> <li>・安否確認に関すること。</li> <li>・健難所の設置、避難者の収容に関すること。</li> <li>・食料、必要資材の調達及び炊き出し等に関すること。</li> <li>・福祉施設及び要援護者の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・保育所入園児の安全対策に関すること。</li> <li>・災害援助物資の受入れ、供給に関すること。</li> <li>・ボランティアの受入れに関すること。</li> <li>・生活福祉資金に関すること。</li> </ul>		市民福祉班 市民福祉課 子ども家庭課 保護課 保育所 老人ホーム	・市民部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・災害救助法に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること ・義援金の交付、保管及び配布に関すること。 ・安否確認に関すること。 ・避難所の設置、避難者の収容に関すること。 ・食料、必要資材の調達及び炊き出し等に関すること。 ・福祉施設及び要援護者の被害調査及び応急対策に関すること。 ・保育所入園児の安全対策に関すること。 ・災害援助物資の受入れ、供給に関すること。 ・ボランティアの受入れに関すること。 ・生活福祉資金に関すること。			

Į		現行計画	修正計画					
70 保健環境 <u>・病院</u> 保健環境部長 病院部長	環境衛生班 環境衛生課	・環境衛生関連施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・緊急時モニタリングに関すること。	保健環境 保健環境部長	環境衛生班 環境衛生課 クリーンセンター	<ul><li>・環境衛生関連施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li><li>・緊急時モニタリングに関すること。</li></ul>			
	健康保健 <u>·病院班</u> 健康保健課 病院管理課	・保健環境・病院部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・医療施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・医療救護班の編成に関すること。 ・医療救護所の設置に関すること。 ・医薬品、衛生材料の調達に関すること。 ・食品衛生に関すること。 ・被災者の健康調査及びメンタルヘルスに関すること。 ・日本赤十字社との連絡に関すること。 ・応急医療救護に関すること。 ・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること。		健康保健班 保険課 健康増進課	・保健環境・病院部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・医療施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・医療救護班の編成に関すること。 ・医療救護所の設置に関すること。 ・医薬品、衛生材料の調達に関すること。 ・食品衛生に関すること。 ・被災者の健康調査及びメンタルヘルスに関すること。 ・日本赤十字社との連絡に関すること。 ・応急医療救護に関すること。 ・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること。			
農林水産	農林班農林課農業委員会	・農林関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・農協等の関係機関との連絡調整に関すること。 ・農作物被害の収集及び災害対策に関すること。 ・農林災害金融関すること。 ・肥料、土壌改良資材、倍土の使用・生産・流通自粛要請等に関すること。 ・農林畜産物の出荷制限に関すること。 ・農作物、飼料作物の作付制限に関すること。 ・家畜、家きん、家きん卵等の移動制限に関すること。 ・家畜飼料の移動及び給与制限に関すること。 ・家畜の避難に関すること。 ・家畜糞尿の処理、堆肥の移動及び利用制限に関すること。	農林水産農林水産部長		・農林関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・農協等の関係機関との連絡調整に関すること。 ・農作物被害の収集及び災害対策に関すること。 ・農林災害金融関すること。 ・肥料、土壌改良資材、倍土の使用・生産・流通自粛要請等に関すること。 ・農林畜産物の出荷制限に関すること。 ・農作物、飼料作物の作付制限に関すること。 ・家畜、家きん、家きん卵等の移動制限に関すること。 ・家畜飼料の移動及び給与制限に関すること。 ・家畜の避難に関すること。 ・家畜糞尿の処理、堆肥の移動及び利用制限に関すること。			
	家畜衛生班 家畜診療所	・家畜の被害状況調査に関すること。		家畜衛生班 家畜診療所	・家畜の被害状況調査に関すること。			
	水産班水産課	・水産関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・漁協等関係機関との連絡調整に関すること。 ・水産物の出荷制限に関すること。 ・漁業災害金融に関すること。		水産班水産課	<ul><li>・水産関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。</li><li>・漁協等関係機関との連絡調整に関すること。</li><li>・水産物の出荷制限に関すること。</li><li>・漁業災害金融に関すること。</li></ul>			
建設建設部長	土木班・建築班建設課	<ul> <li>・建設部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。</li> <li>・応急対策資材の確保に関すること。</li> <li>・交通途絶時の迂回路の確保に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。</li> <li>・仮設住宅の設計及び工事監理に関すること。</li> <li>・災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。</li> </ul>	建設建設部長	土木班・建築班建設課	・建設部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・応急対策資材の確保に関すること。 ・交通途絶時の迂回路の確保に関すること。 ・応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。 ・仮設住宅の設計及び工事監理に関すること。 ・災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。 ・応急危険度判定の実施に関すること。			
	水道班	・上下水道施設、簡易水道施設の被害状況調査及び応急		水道班	・上下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。			

頁		現行計画	修正計画						
71	上下水道課	対策に関すること。 ・飲料水、生活用水の供給に関すること。 ・水源の取水停止に関すること。 ・飲料水の摂取制限に関すること。		上下水道課	・飲料水、生活用水の供給に関すること。 ・水源の取水停止に関すること。 ・飲料水の摂取制限に関すること。				
教育次長	教育総務班 教育総務課 学校教育課 学校給食センター 幼稚園	・教育部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に 関すること。 ・教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・学校関係施設の災害時応急利用に関すること。 ・避難所開設の協力に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・園児、児童、生徒の避難及び措置に関すること。 ・り災した園児、児童、生徒の保健指導及びメンタルヘルスに関すること。 ・学校給食に関すること。 ・学校給食に関すること。	教育次長	教育総務班 教育総務課 学校教育課 学校給食センター 幼稚園	・教育部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・学校関係施設の災害時応急利用に関すること。 ・避難所開設の協力に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・園児、児童、生徒の避難及び措置に関すること。 ・り災した園児、児童、生徒の保健指導及びメンタルヘルスに関すること。 ・学校給食に関すること。 ・学校給食に関すること。				
	社会教育・文化財班 社会教育課 国体推進課 文化財課	・生涯学習施設、体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・生涯学習施設、体育施設の災害時応急利用に関すること。 ・避難所の運営支援に関すること。 ・文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること。		社会教育・文化財班 社会教育課	・生涯学習施設、体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・生涯学習施設、体育施設の災害時応急利用に関すること。 ・避難所の運営支援に関すること。 ・文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること。				
消防長	消防総務班 総務課	<ul> <li>・消防部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。</li> <li>・関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・緊急消防援助隊の要請に関すること。</li> <li>・通信の確保に関すること。</li> <li>・緊急物資、資機材、燃料等の調達に関すること。</li> </ul>	消防長	消防総務班総務課	<ul><li>・消防部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。</li><li>・関係機関との連絡調整に関すること。</li><li>・緊急消防援助隊の要請に関すること。</li><li>・通信の確保に関すること。</li></ul>				
	予防班 予防課	・災害時の情報収集及び広報活動に関すること。 ・気象予警報の受理伝達に関すること。 ・危険物施設等の応急対策及び安全対策に関すること。		予防班予防課	・緊急物資、資機材、燃料等の調達に関すること。 ・災害時の情報収集及び広報活動に関すること。 ・気象予警報の受理伝達に関すること。 ・危険物施設等の応急対策及び安全対策に関すること。				
	警防班	・総合的な対策の推進及び連絡調整に関すること。 ・非常招集に関すること。 ・機械器具等の整備配置に関すること。 ・火災等の原因調査に関すること。 ・火災にかかる事故等の報告に関すること。 ・り災証明に関すること。		警防班警防課	・総合的な対策の推進及び連絡調整に関すること。 ・非常招集に関すること。 ・機械器具等の整備配置に関すること。 ・火災等の原因調査に関すること。 ・火災にかかる事故等の報告に関すること。 ・り災証明に関すること。				
	消防班 消防署 消防団	<ul><li>・災害に対する警戒及び防御に関すること。</li><li>・緊急輸送に関すること。</li><li>・避難、誘導又は被災者の救助に関すること。</li><li>・交通情報に関すること。</li><li>・行方不明者の捜索に関すること。</li></ul>		消防班 消防署 消防団	・災害に対する警戒及び防御に関すること。 ・緊急輸送に関すること。 ・避難、誘導又は被災者の救助に関すること。 ・交通情報に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。				
議会・監査 議会事務局長	議会・監査班 議会事務局 監査委員事局	<ul><li>・議会・監査部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。</li><li>・対策本部との連絡調整に関すること。</li><li>・市議会議員との連絡調整及び状況報告に関すること。</li></ul>	議会・監査 議会事務局長	議会・監査班 議会事務局 監査委員事局	・議会・監査部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・対策本部との連絡調整に関すること。 ・市議会議員との連絡調整及び状況報告に関すること。				







頁	現行計画	成防災計画【本編】 	修正計画
101			
	警·報		
	種類発表基準		警報
	暴 風 平均風速20m/s以上		種類発表基準
	暴 風 雪 平均風速20m/s以上、雪を伴う		暴 風 平均風速20m/s以上
	波 浪 有義波高 6 m以上		暴 風 雪 平均風速20m/s以上、雪を伴う
	高 潮 潮位M・S・L上1.6m以上 ※M・S・L:平均潮位		波 浪 有義波高 6 m以上
	大雨		高 潮 潮位M・S・L上1.6m以上 ※M・S・L:平均潮位
	(浸水害) 1時間雨量70㎜以上		大雨
	(土砂災害) 土壤雨量指数122以上		(浸水害) 1時間雨量70mm以上
	洪 水 1時間雨量70mm以上		(土砂災害) 土壌雨量指数122以上
	大 雪 <u>24</u> 時間降雪の深さ15cm以上		洪 水 1 時間雨量70mm以上
	*地面現象警報 大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるお		大 雪 <u>12</u> 時間降雪の深さ15cm以上
	それがあると予想される場合。		※地面現象警報 大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるお それがあると予想される場合。
	注意報		
	種 類 発 表 基 準		注意報
	強 風 平均風速12m/s以上		種 類 発 表 基 準
	風 雪 平均風速12m/s以上、雪を伴う		強 風 平均風速12m/s以上
	波 浪 有義波高2.5m以上		風 雪 平均風速12m/s以上、雪を伴う
	高       潮位M・S・L上1.5m以上       ※M・S・L:平均潮位		波 浪 有義波高2.5m以上
	大 雨 1時間雨量40㎜以上		高 潮 潮位M・S・L上1.5m以上 ※M・S・L:平均潮位
	洪 水 1 時間雨量40㎜以上		大 雨 1時間雨量40mm以上
	大 雪 <u>24</u> 時間降雪の深さ3cm以上		洪 水 1 時間雨量40mm以上
			大 雪 <u>12</u> 時間降雪の深さ3cm以上
100	(a) 1 // #br-bp		(a)           #tr+tp
103	(8) 火災警報 市長が、知事の通報に基づき、火災の予防上危険であると認めるときに発するものである。	かお、本味・サ	(8) 火災警報 市長が、知事の通報に基づき、火災の予防上危険であると認めるときに発するものである。なお、壱岐・対馬
	馬における火災気象通報の基準は次のとおりである。	なわ、召喚・刈	における火災気象通報の基準は次のとおりである。
	ア 実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、かつ最大風速が7m/sを超える見込みの		・気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。
	<u>とき。</u>		※乾燥注意報及び強風注意報の基準に達した場合、火災気象通報となる。
	イ 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨(素) 中は活却しないこしができる		・発表単位は市町毎とする。
	<u>(雪)中は通報しないことができる。</u>		<u>・通報に関しては下記のとおりとする。</u> 〈定時〉
			・毎朝 5 時頃に「気象概況通報」(24時間先まで)を通報
			・火災気象通報の通報基準に該当又は該当する恐れがある場合は、見出しの冒頭に「火災気象通報」を明
			<u>示</u> 〈臨時〉※当面の間
			<u> </u>

頁	現行計画		修正	正計画	
		合、	、その発表をもって火災気象通報とする	0	
109	イ 市は、 <u>防災行政無線</u> 、消防無線及び自主防災組織及び郵便局職員の協力を得るなど、情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。	_		及び郵便局職員の協力を得るなど、情報 ネットを活用し、広く情報を収集していく	
112		<u>漁</u>	巻 漁港漁場整備法第3条に規定 設、又は漁港の利用及び管理上	Eする水域施設、外かく施設、係留施 上重要な臨港交通施設とする。	
	水 道 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水 した時点における戸数とする。	水	道 上水道で断水している戸数の ける戸数とする。	Dうち、最も多く断水した時点にお	
121		土砂災害警察 確保を図るたる 計画作成や記	め、避難確保計画の作成や避難訓練の実		
	(3) 専門家の派遣による支援 市は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。	<u>16</u> <u>17</u> (4) 専門家の流	<u>壱岐市立沼津保育所</u> <u>壱岐市立三島保育所</u> 派遣による支援	<u>壱岐市郷ノ浦町長峰本村触836-3</u> <u>壱岐市郷ノ浦町大島526-2</u> 災害危険判定の専門家の派遣等を県に要語	青する。

頁	現行計画	修正計画
186	チー下水道法	チー下水道法
	ツー災害救助法	ツ 災害救助法
	テ 堆積土砂排除事業	テ 堆積土砂排除事業
	ト 開拓者等の施設整備事業	ト 開拓者等の施設整備事業
	ナー簡易水道整備事業	<u>ナ</u> 災害廃棄物処理事業
	<u>二</u> 災害廃棄物処理事業	<u>二</u> 廃棄物処理施設災害復旧事業
	<u>ヌ</u> 廃棄物処理施設災害復旧事業	<u>ヌ</u> 火葬場整備事業
	<u>ネ</u> 火葬場整備事業	<u>ネ</u> 公的医療機関整備事業
	<u>丿</u> 公的医療機関整備事業	
199	(1) 天災資金の貸付け (天災融資法)	(1) 天災資金の貸付け (天災融資法)
		天災により被害を受けた農林漁業者等又は農林漁業者の組織する団体等にに対し、天災融資法に基づきその経営に
	である。	必要な資金等の貸付けを行うものである。
	なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(購入価格が 12 万円以下のもの。)、	   なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(購入価格が12万円以下のもの。)、
	家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、漁網綱、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油等の購入資金、炭が	   家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具(漁網綱等)、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油等の購入資金、炭
		がまの構築資金、漁船(総トン数 5 t 未満)の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として
	 して政令で定める期間内に貸し付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する施設、在庫品等につき	政令で定める期間内に貸し付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する施設、在庫品等につき著し
	著しい被害を受けたために必要となった事業運営資金である。	い被害を受けたものの補填に充てる資金である。
	(2)農林漁業資金の貸付け	
	災害により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧又は、災害によって被害を受けた農業者が農業経営を維持で	(2) 農林漁業資金の貸付け
	きない状態に立ち至った場合に、経営の再建、収入減補填に必要な資金であって、その対象となる資金の種類のう	災害により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧又は、災害によって被害を受けた農業者が農業経営を維持でき
	ち主なものは次のとおりである。	ない状態に立ち至った場合に、経営の再建、収入減補填に必要な資金であって、その対象となる資金の種類のうち
	ア 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設災害復旧資金)(公庫資金)	主なものは次のとおりである。
	(ア) 貸付対象事業	ア 農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 又は共同利用施設 災害復旧資金) (公庫資金)
	災害により被害を受けた農業、林業、水産施設で主務大臣の指定するものの復旧、補修に要する資金を貸付けの対	(ア) 貸付対象事業
	象とする。	災害により被害を受けた農業、水産施設で主務大臣の指定するものの復旧、補修に要する資金を貸付けの対象とす
	(イ) 貸付けの相手方	る。
	農協(転貸の場合に限る。)、農業者	(イ) 貸付けの相手方
	森林組合、森連(林業者に転貸の場合のみ)、林業者	農業者、農協、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区
	漁協(自営漁船の場合に限る。)、漁業者	土地改良区連合、農業振興法人等
	(ウ) 貸付限度	· 共同利用施設 漁業協同組合等
	・共同利用施設 融資対象事業費×0.8 に相当する額	・主務大臣指定施設 漁業者または法人 (漁業協同組合を除く)
	・主務大臣指定施設 1 施設当たり、300 万円(特認 600 万円)、 <u>(ただし、</u> 漁船 <u>は</u> 1,000 万円 <u>)</u> 又は融資対象事業	
	費× $0.8$ のいずれか低い額	・共同利用施設 融資対象事業費×0.8に相当する額
	(工) 貸付条件等	・主務大臣指定施設 1施設当たり、300万円(特認600万円)、漁船1,000万円又は融資対象事業費×0.8のいずれか
	利率年 <u>0.80</u> %~1.60%	低い額
	償還期限 ・共同利用施設 20年以内(うち据置期間3年以内)	(工) 貸付条件等
	・主務大臣指定施設 15年以内(うち据置期間3年以内)。ただし、果樹	利率年0.16%~0.20%
	の植栽 25 年以内(内、据置期間 10 年以内)	償還期限 ・共同利用施設 20年以内(うち据置期間3年以内)

壱岐市地域防災計画【本編】修正 (新旧対照表) 頁 現行計画 修正計画 貸付額の下限 10万円 ・主務大臣指定施設 15年以内(うち据置期間3年以内)。ただし、果樹 (オ) 借入申込手続 の植栽25年以内(内、据置期間10年以内) 借入申込者は、借入申込書に市長の災害証明書を添えて借入申込者の所属する組合に申し込む。 申込書を受理した組合は、公庫の受託金融機関のそれぞれの区分に従い受託金融機関に提出する。 公庫よりの貸付決定通知書の交付後受託金融機関から申込組合を通じて借入金の交付を受ける。 (オ) 借入申込手続 イ 農業経営維持安定資金(災害等)(公庫資金) 借入申込者は、借入申込書に市長の災害証明書を添えて公庫に申し込む。 公庫よりの貸付決定通知書の交付後受託金融機関から借入金の交付を受ける。 (ア) 貸付けの相手方 農業を営む者。(農林水産業所得又は従事日数が総所得又は総従事日数の過半を占める者等) (4) 貸付対象事業 災害による経営の再建及び災害又は災害に準ずるものによる収入減の補てんに充てるための資金を必要とする農 業者で、その農地、施設、その他の農業に活用される資源を売り渡す等その農業経営に著しい支障を及ぼすことな しには当該資金を調達することが困難と認められるものが、これに充てるための資金。 (ウ) 貸付方法 該当者は経営改善計画書を作成し、被害についての市町村長の証明を添付して農協に提出する。 (工) 貸付条件 貸付利率 年 0.80~1.60% 貸付限度額 個人 200 万円 法人 1,000 万円 償還期限 災害…20年以内(内据置期間3年以内) 災害に準じるもの…5年以内(内据置期間3年以内) (オ) 借入申込手続 提出書類 借入申込書1通、経営改善計画1通、同添付書類1通

(3) その他の災害資金 (農林漁業金融公庫資金)

農地、漁船等の災害に対するものとして(1)、(2)のほか次のものがある。

ア農林漁業金融公庫資金

(平成 15 年 12 月 18 日現在)

資金の種類	利 率 (年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業基盤整備資金	0.80~1.60%	25 年以内	うち 10 年以内	農業者1人当たり要負 担額
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設)	0.80~1.45%	15 年以内	うち5年以内	同上
林道	0.80~1.60%	20 年以内	うち3年以内	同上
林業経営安定資金 (林業経営維持資金)	0.80~1.60%	20 年以内		個人 200 万円 法人 800 万円
漁船(災害)資金	0.80~1.15%	12 年以内	うち2年以内	1隻当たり4億5千万 円(まき網漁業8億5千 万円)か事業費の80%の いずれか低い額

(3) その他の災害資金(日本政策金融公庫資金)

農地、漁船等の災害に対するものとして(1)、(2)のほか次のものがある。

ア 農林水産事業資金

				(平成 <u>31</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日現在)
資金の種類	利 率 (年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業基盤整備資金	<u>0.16</u> ~ <u>0.45</u> %	25年以内	うち10年以内	農業者1人当たり要負担額
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設)	0.80~1.45%	15年以内	うち5年以内	同上
林道	0.80~1.60%	20年以内	うち3年以内	同上
林業経営安定資金	0.80~1.60%	20年以内		個人200万円
(林業経営維持資金)	0.80 ~ 1.00 %	20年以內		法人800万円
漁業基盤整備資金	00.16~0.20%	20年以内	うち3年以内	事業費の80%
漁業経営改善	0.20~0.35%	15年以内	うち3年以内	事業費の80%または品目ごと
支援資金	0.20, 0.35%	13年以内	793年以内	に定められた上限額
農林漁業セーフティ	0.16%	10年以内	うち3年以内	600万円
ネット資金	0.1070	10平以門	793年以内	条件により年間経費祖収益の

#### 頁 現行計画 修正計画 うち3年以内 12分の6 漁業基盤整備資金 0.80~1.60% 20 年以内 事業費の80% 沿岸漁業 個人 200 万円 0.80~1.60% 20 年以内 うち3年以内 経営安定資金 法人 400 万円

### イ 農協系統資金

### (平成 15 年 12 月 18 日現在)

資金の種類	利 率 (年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
				個人 (認定農業者)
農業近代化資金	0.80~1.45%	15 年以内	7 年以内	1,800 万円以内
(小土地改良資金)	0.00 -1.43 /0	<u>13</u> 牛以门		法人 (認定農業者)
				<u>3,600</u> 万円以内

### (4) いきいき農家支援資金・長崎県沿岸漁業等振興資金

であり、対象災害については知事が定めることとなっている。

### (平成 15 年 12 月 18 日現在)

資金の種類	貸付限度額		貸付	条件	
貝並の性類	個 人	法 人	貸付利率	償還期限	据置期間
農業者等が災害により被害を受					
けた農業用施設を復旧するため	500 万円	1,500 万円	年 <u>1.60</u> %	10 年以内	2年以内
に緊急に必要な資金					
漁業者等が天災又は公害等によ					
り、漁業生産施設等に被害をこう	1,000 万円	2,000 万円	年 1.60%	10 年以内	2年以内
むり、これらを復旧するのに必要	1,000 /// 1	2,000 / 1   1	+ 1.00/0	10 平外(1	2 4%(1)
な資金					

### イ 農協系統資金

### (平成31年4月1日現在)

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
資金の種類	利 率 (年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業近代化資金				個人 (認定農業者)
	0.3%	<u>17~20</u> 年	2.7年以由	1,800万円以内
(施設資金)	0.5%	以内	2~7年以内	法人 (認定農業者)
(小土地改良資金)				20,000万円以内

### (4) 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金

県単独の制度資金である本資金制度は、災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるもの|県単独の制度資金である本資金制度は、災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるもので あり、対象災害については知事が定めることとなっている。

### (平成31年4月1日現在)

資	金	の	種	類	貸付	け 限 度	額		貸	付	条	件	
具	並	V)	但	积	個	人	法	人	貸付	利率	償還	期限	据置期間
農業	者等	が災害	手によ	り被害を									
受け	た農業	業用旅	西設を	復旧する	5007	汀円	1,500	万円	年0.3	<u>30</u> %	10年	以内	2年以内
ため	に緊急	急に必	必要な	資金									
漁業	者等	が天災	(又は	公害等に									
より	、漁	業生產	<b>É施設</b>	等に被害	1 000	)万円	2,000	五田	年0.2	200%	10年	以内	2年以内
をこ	うむ	り、こ	れら	を復旧す	1,000	1/1 1	2,000	1/1 1	+0.2	20 %	104	·以内	2 年以內
るの	に必要	要な資	全										

### 244 カ 震度情報に用いる震度計設置状況(壱岐市)

設 置 者	所 在 地	観測点名称	
防災科学技術研究所	壱岐市郷ノ浦町本村触字江上 504-	壱岐市郷ノ浦町	
例及符子1X例如五角	2		
	壱岐市勝本町西戸触 182-5	壱岐市勝本町	
壱岐市	壱岐市芦辺町芦辺浦 562	壱岐市芦辺町芦辺	
	壱岐市石田町石田西触 1290	壱岐市石田町	
気象庁	壱岐市芦辺町中野郷本村触字苧峰 15	壱岐市芦辺町中野	
壱岐市消防本部	芦辺町中野郷西触 411-2	<u> 壱岐市芦辺町</u>	

#### カ 震度情報に用いる震度計設置状況(壱岐市)

設 置 者	所 在 地	観測点名称
防災科学技術研究所	壱岐市郷ノ浦町本村触字江上 504-	壱岐市郷ノ浦町
	2	
	壱岐市勝本町西戸触 182-5	壱岐市勝本町
壱岐市	壱岐市芦辺町芦辺浦 562	壱岐市芦辺町芦辺
壱岐市石田町石田西触 1290		壱岐市石田町
気象庁	壱岐市芦辺町中野郷本村触字苧峰15	壱岐市芦辺町中野

頁	現行計画	修正計画
276	1-1 防災関係機関一覧表	1-1 防災関係機関一覧表
	機 関 所 在 地 電話番号 名	機関名所在地電話番号
	長崎県危機管理防災課 長崎市江戸町2 095-824	長 崎 県 危 機 管 理 課 長崎市 <u>尾上町3-1</u> 095-824- 1111
	長崎県壱岐振興局     郷ノ浦町本村触     0920-47	長崎県壱岐振興局 郷ノ浦町本村触570 0920-47-   1111
	570	壱 岐 保 健 所 郷ノ浦町本村触620 <u>-5</u> 0920-47- 0260
	壱岐家畜保健衛生所   芦辺町国分本村   0920-45	壱 岐 家 畜 保 健 衛 生 所 芦辺町国分本村触1385- 0920-45- 1 3031
	触1385-1     -3031       壱 岐 警 察 署 郷ノ浦町本村触 0920-47	壱 岐 警 察 署 郷ノ浦町本村触551 0920-47-
	551	0110   永 田 ダ ム 管 理 事 務 所 郷ノ浦町 <u>永田触</u> 0920-47-
	946-1 $-1036$	1036   勝 本 ダ ム 管 理 事 務 所   勝本町新城西触   0920-42-
	勝本ダム管理事務所   勝本町新城西触   0920-42   1785   -2117   -217   -27   -27   -27   -27   -27   -27   -27   -27   -27   -27   -27   -27   -27	2117   男 女 岳 ダ ム 管 理 事 務 所   芦辺町箱崎本村触   0920-45-
	男女岳ダム管理事務所   芦辺町箱崎本村   0920-45   触       1658   -4215	4215
78	No.     役     職     根拠条例       19     消     防     長     条例3条5項8       20     壱岐市婦人防火クラブ連絡協議会会長     条例3条5項9       21     壱岐市民生児童委員協議会連合会女性代表     条例3条5項9	No.     役     職     根拠条例       19     議     会     事     務     局     長     条例3条5項7       20     消     防     長     条例3条5項8       21     壱岐市婦人防火クラブ連絡協議会会長     条例3条5項9
		<u>22</u> 壱岐市民生児童委員協議会連合会女性代表 条例3条5項9
79	一本     署 —     管轄区域	— 本 署 — 郷ノ浦支署 壱岐消防署 —
	<ul><li>──勝本出張所 ──</li></ul>	— 勝 本 出 張 所 壱岐空港出張所

頁				現行計画							作	§正計画			
280	消防組	織及び消防力の状況						消防組	職及び消防力の別	<b></b>					
					平成26年	4月1日現	在							令和2年	1月31日現在
	消防ス	本部・署所名 職 員 数	ポ ン プ 自 動 車	1	搬 送 車 積 載 車	数 急 車	その他	消防之	本部・署所名	職員数	ポ ン プ 自 動 車	小型動力ポ ン プ	搬 送 車 積 載 車	效 急 車	その他
	壱岐市	方消防本部 <u>9</u>					<u>3</u>	壱岐市	消防本部	<u>11</u>					4
	壱 岐	消 防 署 24	2	2	<u>1</u>	2	1	壱 岐	消防署	<u>25</u>	2	1	<u>2</u>	2	
	郷ノ	浦 支 署 14	3	1	1	1	1	郷ノ	浦支署	14	3	1	1	1	1
	勝本	出 張 所 8	1			1		勝本	出張所	8	1			1	
	空港	出 張 所 5	1					空港	出張所	5	1				
	小	計 <u>60</u>	7	<u>3</u>	2	4	5	小	計	<u>63</u>	7	<u>2</u>	<u>3</u>	4	5
		団 長	本部副団	長地区副団長	· 計					団長	本部副団長	地区副団長	消防音楽隊	計	
	壱	·····································	2	12	<u>15</u>			壱	岐市消防団本部	1	1	11	20	33	
		l				J		1 1	音楽隊の内、分団	所属の者は	記団員数に計	<u>L</u>	<u> </u>	<u> </u>	
				ポンプ 小型	型動力 撤 送 車	<del>-</del>	7				- 1·2·	ン プ 小型!	動力 搬 送 車		
		消防分団名(管轄区域)			こ野刀  版 区 単 ン プ  積 載 車	ドトルケオビ 和田			消防分団名(管轄	書区域)			プー積載車	防火水槽	
		地区本部	5		1		-		地区本部		5				
		  機動分団(郷ノ浦)	<u>37</u>	3	<del>-</del>				機動分団(郷)	·····································	<u>40</u>	3			
	郷	第1分団(武生水)	35		3 3	<u>42</u>	1	郷	第1分団(武生		35		3 3	41	
	1	第2分団 (渡良)			3 3	24	-		第2分団 (渡島				3 3	4 <u>1</u> 24	
	浦	第3分団(柳田)	<u>33</u> <u>19</u>		1 1	<u>22</u>	. 1	浦	第3分団(柳田		<u>36</u> <u>23</u>		-	23	
	地	第4分団 (沼津)			2 2	26		地	第4分団(沼津		<u>26</u> <u>24</u>		2 2	29	
		第5分団(志原)	<u>26</u>		1 1	· <del> </del>	.		第5分団(志原				1 1	<del></del>	
	区		21		1 1	23	.						3 3	<u>25</u>	
		第6分団(初山)	39		3 3	27			第6分団(初山		<u>36</u>			<u>28</u>	
		第 7 分団 (三島) 	<u>68</u>	0	3 3	12	_	<u> </u>	第7分団(三島 小	計	<u>52</u>		6 4	12	
			<u>283</u>	3	<u>16</u> 17	<u>176</u>	_	m/r	<u> </u>	īΙ	<u>276</u>	3	<u>19</u> 17	<u>182</u>	
		地区本部	<u>15</u>		l			勝	地区本部	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<u>14</u>				1
	勝	第1分団(勝本浦東部)	<u>29</u>		2   2	2		本	第1分団(勝本		<u>27</u>		2 2	2	
		第2分団(勝本町一円)	15	1	1   1	<u> 2</u>	.	地	第2分団(勝本		15	1	1   1	<u>3</u>	1
	本	第3分団(勝本浦西部)	<u>23</u>		2 1	1		区	第3分団(勝本		<u>22</u>		2 1	1	-
		第4分団(東・新城)	<u>24</u>		2 2	42	-		第4分団(東・		<u>25</u>		2 2	43	
	地	第5分団(大久保・坂本・ 仲・西戸)	<u>30</u>		2 2	35			第5分団(大久 仲・西戸)	、保・坂本・	34		2 2	35	
	区	第6分団(機動隊勝本町一 円・本宮南・白滝・火矢 ノ先・立石)	38	1	2 2	25			第6分団 (機動 円・本宮南・ ノ先・立石)	白滝・火矢	<u>41</u>	1	2 2	25	
		第7分団 (宮本仲・西・東・布気)	<u>29</u>		2 2	37			第7分団	í・東・布気)	<u>26</u>		2 2	37	

				Ŧ	見行計画								1	<b>多正計画</b>			
	小	計	†	203	2	13	13	144		小	計		204	2	13	<u>12</u>	<u>146</u>
	地区本部	3		<u>3</u>			<u>1</u>			地区本部			<u>4</u>				
芦	第1分団 辺浦・	(芦辺町- 大石)	一円・芦	<u>32</u>	1	3	1	12	芦	第1分団 辺浦・	(芦辺町一 大石)	円・芦	<u>35</u>	1	3	1	12
	第2分団	(八幡浦・	棚江)	<u>29</u>		2	1	10		第2分団	(八幡浦・	棚江)	<u>28</u>		2	1	10
	第3分団	(諸吉)		<u>32</u>		3	1	26		第3分団	(諸吉)		<u>38</u>		3	1	26
辺	第4分団	(深江)		<u>25</u>		2	1	<u>27</u>	辺	第4分団	(深江)		<u>26</u>		2	1	<u>28</u>
	第5分団	(中野郷)		<u>24</u>		2	1	24		第5分団	(中野郷)		<u>23</u>		2	1	<u>26</u>
	第6分団	(湯岳)		<u>18</u>		1	1	16		第6分団	(湯岳)		<u>21</u>		1	1	16
地	第7分団	(住吉)		14		1	1	19	地 地	第7分団	(住吉)		14		1	1	<u>20</u>
	第8分団	(国分)		<u>19</u>		1	1	19		第8分団	(国分)		<u>21</u>		1	1	19
区	第9分団 戸浦)	(芦辺町一	一円・瀬	29	1	2	1	13	区	第9分団 戸浦)	(芦辺町一	円・瀬	29	1	2	1	13
	第10分団	(瀬戸浦)		<u>33</u>		2	1	19		第10分団	(瀬戸浦)		<u>39</u>		2	1	19
	第11分団	(箱崎一円	3)	<u>40</u>		1	1	16		第11分団	(箱崎一円)	)	<u>39</u>		1	1	16
	小	計	<del> </del>	<u>298</u>	2	20	12	201		小	計		<u>317</u>	2	20	<u>11</u>	205
	地区本部	3		11						地区本部			11				
石	第1分団	(君ヶ浦、	田の中)	<u>27</u>		2	2	2	石	第1分団	(君ヶ浦、日	日の中)	<u>29</u>		2	2	2
	第2分団	(本町、祝	28丁)	20		1	1	1		第2分団	(本町、祝日	町)	20		1	1	1
H  -	l	(本村、南  東、筒城)	可、石田	33		2	2	79	地	1	(本村、南 東、筒城)	、石田	28		2	2	7 <u>9</u>
区	第4分団			<u>14</u>		1	1	5	区	-41141			<u>25</u>		1	1	5
	第5分団		I .	I .			1	27			(池田)				1	1	<u>27</u>
		(久喜・湯		<u>25</u>		2		17			(久喜・湯		<u>28</u>		2	2	<u>17</u>
^	小 (201/17+	計四十四个は		<u>153</u>		9		129		小 	計		<u>166</u>	7	9	9	131
		団本部含む <b>分防火クラ</b>	L	<u>952</u>	7	<u>58</u> 平	<u>51</u> 成 <u>25</u> 年4月1	<u>646</u> 日現在		合計(消防日			<u>985</u>	7	<u>61</u> 平月	<u>49</u>   成 <u>31</u> 年4月	664 11日現在
	名	称	設	立 年	クラブ員 (人)	数	活動	節 囲		名	称	認	立年	クラブ員 (人)	数	活動:	範囲
初瀬姊	帚人防火ク	ラブ	昭和32	年2月1日	15		郷ノ浦町初瀬	地区	初瀬	頭婦人防火ク かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	ラブ	昭和3	32年2月1日	<u>6</u>	ž	郡ノ浦町初瀬	地区
元居婦	帚人防火ク	ラブ	昭和37	7年1月1日	6		郷ノ浦町元居	地区	元居	品婦人防火ク	ラブ	昭和:	37年1月1日	<u>1</u>	3	郡ノ浦町元居	計地区
塩谷如	帚人防火ク	ラブ	昭和40	年1月7日	<u>16</u>		勝本町塩谷地	区	塩谷	・婦人防火ク	ラブ	昭和4	10年1月7日	<u>14</u>	Į.	勝本町塩谷地	世区
瀬戸姉	帚人防火ク	ラブ	昭和24	年4月1日	<u>6</u>		芦辺町瀬戸浦	地区	瀬戸	5婦人防火ク	ラブ	昭和2	24年4月1日	<u>6</u>	j	<b>芦辺町瀬戸</b> 浦	地区
湯岳姊	帚人防火ク	ラブ	昭和53	3年11月26日	<u>14</u>		芦辺町湯岳本	村地区	久喜	東部婦人防	火クラブ	昭和4	12年1月1日	8		石田町久喜魚	<b>東部地区</b>
久喜 勇	東部婦人防	i火クラブ	昭和42	年1月1日	8		石田町久喜触	東部地区	久喜	下西部婦人防 <u></u>	火クラブ	昭和4	12年1月1日	<u>12</u>		石田町久喜魚	<u></u> 由西部地区
久喜西	5部婦人防	i火クラブ	昭和42	2年1月1日	<u>22</u>		石田町久喜触	西部地区									
山崎姊	帚人防火ク	ラブ	昭和61	年5月1日	<u>19</u>		石田町山崎地	X									

頁	現行計画	修正計画
284	3-1 壱岐市防災行政無線施設条例 (平成16年3月1日)	3-1 壱岐市消防本部無線通信管理規程 (壱岐市消防訓令乙第9号)
	(設置) 条例第16号	
	第1条 本市における災害等に関する情報の収集及び伝達を円滑にするとともに、平常時における行政広報等を	第1章 総則
	正確かつ迅速に伝達し、市民の福祉増進に資することを目的として、壱岐市防災行政無線施設(以下「防災無線」	_(趣旨)
	という。)を設置する。	第1条 この訓令は、法令に定めるもののほか、壱岐市消防本部無線局の適正な運用を図るため、電波関係法令に
	_(業務)_	定めるもののほか、必要な事項を定め、もって災害の未然防止及び災害発生時における被害の拡大を防御し、地域
	第2条 防災無線による広報の業務は、次のとおりとする。	住民の生命及び財産の確保と、福祉の増進に寄与するため、必要な事項を定めるものとする。
	(1) 災害時等の緊急事項の通報及び連絡	_(定義)
	(2) 市の公示事項及び広報事項の伝達	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
	(3) 官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達	(1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まな
	(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項の周知及び伝達	<u>V</u> 3°
		(2) 統制局 通信の運用を総合的に統制する無線局をいう。
	第3条 広報の業務を行う区域は、市の全域とする。	(3) 基地局 陸上移動局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
	(親局及び子局)	(4) 固定局 固定業務を行う無線局をいう。
	第4条 広報の業務を行うための親局は、市役所支所敷地内に置き、子局は、広報事項等が伝達し得る範囲におい	(5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
	て、市長が指定する場所に設置するものとする。	(6) 署活系無線 災害現場の指揮及び命令並びに情報の収集及び伝達並びに業務執行上必要な事項の通報及び連
	(中継局の設置)	絡に使用するための署活動用無線局で、400メガヘルツ帯の陸上移動局をいう。
	第5条 通信業務の効率化を図るため、中継局を市長が指定する場所に設置する。	第2章 無線局
	(陸上移動局)	<u>(無線局)</u>
	第6条 災害時等の緊急事項について、市役所と現場の相互交信を行うとともに、平常時は、行政事務の効率化を	第3条 第1条の目的を達成するため、消防用無線局(以下「無線局」という。)を開設する。
	図るため陸上移動局を設置し、市長が必要と認める場所に配置するものとする。	2 無線局の名称及び設置場所は、別表第1及び別表第2のとおりとする。
	(遠隔制御局)	(無線局の任務)
	第7条 市役所、壱岐市消防本部及び勝本町漁業協同組合に遠隔制御局を設置し、関係住民に対する広報伝達を、	第4条 無線局は、消防、防災及び行政の責務を遂行するために必要な通信を行うことを任務とする。
	市の通信統制のもとに行うことができるものとする。_	(無線局の管理)
	(受信機等の設置)	第5条 無線局の管理は、消防長の指示を受けて、消防署長(以下「署長」という。)が統括するものとし、署長に
	第8条 放送の受信に必要な施設(以下「受信機等」という。)は、市内に住居を有する者の世帯及び市長が指定	事故があるときは、警防課長がその職務を代行する。
	する施設を単位として設置する。	2 署長は、電波法(昭和25年法律第131号)に規定する管理上の諸事項について適法に措置し、無線局の機能
	2 移動業務通信を行うための移動局は、車載型、可搬車載型及び携帯型とし、市役所及び支所を常置場所とする。	が十分発揮できるよう、良好な維持管理に努めなければならない。
	(受信機の貸与)	(無線局の職員)
	第9条 防災行政無線受信機及び移動無線機等(以下「受信機」という。)は、前条に規定する	第6条 統制局に通信統制員を置く。
	世帯主又は管理者で、使用しようとする者の申請に基づき、その者に貸与する。	2 前項に規定する者は、電波法第40条第1項の資格を有する者の中から消防長が任命する。
	2 貸与する受信機は、世帯主又は市長が指定する施設にそれぞれ1台とし、その使用料は無償とする。ただし、	第3章 運用
	受信機の維持管理に要する費用は、受信者等の負担とする。	(無線局の構成)
	(受信機の保全)	第7条 無線局は、固定局、基地局及び陸上移動局で構成する。
	第 10 条 受信機を使用する者(以下「使用者」という。)は、受信機に異常を認めたときは、速	(通信の原則)
	やかにその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。	第8条 通信は、緊急を要する消防、防災その他一般の行政事務の処理にのみ利用されなければならない。
	2 受信機の補修は、市長の指定する者以外の者が行うことはできない。	2 通信は、簡潔明瞭に行わなければならない。
	(損失の補償)	(秘密の保持)
	第 11 条 受信機の亡失及び障害故障が、使用者の過失に起因する場合は、その実費を当該使用者に負担させるも	第9条 無線通信の業務に従事する者は、その業務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

頁	現行計画	修正計画
	のとする。ただし、市長が損害を補償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。	<u>(通信の種類)</u>
	(受信機の返還)	第10条 通信の種類は、次のとおりとする。
	第 12 条 使用者が、市に住所を有しなくなったとき、又は市長がその指定の必要を認めなくなったときは、速や	(1) 緊急通信 災害発生等緊急の場合の通信をいう。
	かに受信機を返還しなければならない。	(2) 普通通信 平常時に行う通信をいう。
	_(移譲等の禁止)_	(3) 一斉通信 すべての無線局に対する通信をいう。
	第13条 使用者は、受信機を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。	(平常時の運用)
	_(承認の取消し)	第11条 無線局の運用時間は、常時とする。
	第14条 使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用の承認を取り消すことができる。	(電話の方法)
	(1) この条例に違反したとき。	第12条 この訓令に定めるもののほか、無線局の呼出方法、応答の方法その他通信の運用について必要な事項は、
	(2) 送信及び受信を妨害したとき。	別に定める。
	(3) 設備を故意に損壊したとき。	(通信の取扱い順位)
	(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用の承認を取り消す必要があると認めたとき。	第13条 通信は、すべて緊急通信を最優先とし、行うものとする。
	_(台帳の整備)	_(統制上の措置)
	第 15 条 市長は、受信機等の貸与台帳を整備し、常に貸与の状況を明らかにしなければならない。	第14条 通信統制員は、無線局が次の各号のいずれかに該当するときは、通信の正常かつ能率的な運用を確保す
	_(委任)_	るため、直ちに適切な措置をしなければならない。
	第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(1) みだりに電波を発射し、空間をかく乱するとき。
	附 則	(2) 自己の通信を強要し、統制及び指示に従わないとき。
	この条例は、平成16年3月1日から施行する。	(3) 技術が未熟で、通信に支障を来すおそれがあるとき。
		(4) 前3号に掲げるもののほか、通信の統制を害するとき。
		(災害時の運用)
	<i>(</i> 平成16年3月1日)	第15条 署長は、災害発生その他特別の理由があるときは、普通通信を制限することができる。
	3-2 壱岐市防災行政無線施設条例施行規則 <sup>規則第20号/</sup>	2 署長は、前項の規定により通信を制限しようとするときは、制限の内容、開始時刻及び解除予定時刻等必要な
		事項を通信統制員に指示するものとする。
		3 署長は、通信を制限する必要がなくなったときは、直ちにその旨を通信統制員に通知しなければならない。
	第1条 この規則は、壱岐市防災行政無線施設条例(平成16年壱岐市条例第16号。以下「条例」という。)の規定	(災害時の通信体制)
	に基づき、電波法令に定めるもののほか、壱岐市防災行政無線施設(以下「防災無線」という。)の適正な管理、	第16条 署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに通信統制員に待機又は配備を命じ、当該無線局
	運用及び保全その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	の通信の確保に必要な措置をとらなければならない。
	_(定義)_	(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(2) 緊急の事態が発生し、又は発生すると認められるとき。
	<u>(1) 通報 無線通信によって送受される文言をいう。</u>	第4章 雑則
	(2) 同報無線 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する通信をい	
	<u>ว.</u>	第17条 署長は、無線通信業務日誌(別表第3)を備え付けるものとし、通信統制員は、通話の都度、必要事項を
	(3) 移動無線 基地局と移動局及び移動局相互間において行う通信をいう。	記入するものとする。
	(4) 親局 集落用拡声子局及び受信機に対し、同報通信を行う市役所に設置された防災無線をいう。	(備付書類)
	<u>(5) 基地局 移動局と通信するため、市役所及び支所に設置する防災無線をいう。</u>	第18条 無線局に備付けを要する業務書類は、電波法施行規則第2章第7節に定めるもののうち、署長が指定す
	<u>(6) 役所局 親局及び基地局の総称をいう。</u>	<u>るものとする。</u>
	(7) 拡声子局 親局からの通報を受信し、又は当該局からの情報をトランペットスピーカにより放送する無線	<u>附 則</u>
	<u>設備をいう。</u>	この訓令は、平成16年3月1日から施行する。
	(8) 受信機 親局からの通報を受信するために屋内に設置する戸別受信機をいう。	附 則 (平成17年12月26日消本訓令乙第3号)

頁	現行計画		僧	<b>5正計画</b>	
	(9) 中継局 通信の中継を行う防災無線をいう。	この訓令は、	平成18年1月1日から施行する。		
	(10) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に通信の運用をする防災無線をいう。	附 則 (平成	26年3月24日消本訓令乙第1号)		
	(11) 移動局 可搬型、車携帯型及び携帯型陸上移動局の総称をいう。	この訓令は、	平成26年3月24日から施行する。		
	(12) 局 拡声子局及び受信機の総称をいう。	別表第1(第	3条関係)		
	(防災無線の名称及び設置場所)	デジタル無線	局設置場所		
	第3条 防災無線の名称及び設置場所は、市長が別に指定する。	局種	呼出名称	設置場所	備考
	(役所局の組織等)	基地局	いきしょうほんぶ	壱岐市郷ノ浦町若松触字岳450	
	第4条 役所局に無線管理者、無線取扱責任者及び無線担当者を置く。			岳ノ辻中継所内	
	2 無線管理者は、総務部総務課長をもって充てる。	基地局	いきしょうおんだけ	壱岐市芦辺町箱崎本村触字男岳1678	
	3 無線取扱責任者は、防災係長をもって充てる。			男岳中継所内	
	4 無線担当者は、電波法(昭和25年法律第131号)第40条第1項の資格を有する職員をもって充てる。	基地局	いきしょうかつもと	壱岐市勝本町西戸触182一5	
	(無線管理者等の任務)			壱岐市役所勝本支所内	
	第5条 無線管理者は、防災無線の設備及び通信の運用状況を常に把握し、効率的な運用がなされるよう指導監督	固定局	しょうぼういき	壱岐市芦辺町中野郷西触411一2	
	しなければならない。		_	壱岐市消防本部内	
	2 無線取扱責任者は、無線管理者の命を受け、通信の運用並びに設備の管理及び保全の総括を行う。	固定局	しょうぼういきおんだけ	壱岐市芦辺町箱崎本村触字男岳1678	
	3 無線担当者は、上司の命令を受け、当該無線設備の操作、管理及び保全の業務に従事する。			男岳中継所内	
	(端末局の管理責任者)	固定局	しょうぼういきたけのつじ	壱岐市郷ノ浦町若松触字岳450	
	第6条 端末局の管理責任者には、次の者を充て、故障、破損等が生じた場合は、直ちに無線管理者に届けるもの				
	<u>とする。</u>	陸上移動局	しょうぼういきほんしょ	壱岐市芦辺町中野郷西触411一2	
	(1) 拡声子局 設置場所の駐在員			壱岐市消防本部内	
	(2) 受信機 配置を受けた者	陸上移動局	しょうぼういき101	壱岐市芦辺町中野郷西触411一2	
	(通信の原則)			壱岐市消防本部内	
	第7条 通信は、防災、行政事務及び広報以外の用に使用してはならない。	陸上移動局	しょうぼういき102	壱岐市芦辺町中野郷西触411一2	
	2 通信は、簡潔かつ明りょうに行わなければならない。			壱岐市消防本部内	
	(乱用の禁止)_	陸上移動局	しょうぼういき103	壱岐市芦辺町中野郷西触411一2	
	第8条 通信は、これを乱用してはならない。				
	(秘密の保持)	陸上移動局	しょうぼういき104	壱岐市芦辺町中野郷西触411一2	
	第9条 通信に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。			壱岐市消防本部内	
	<u>(通信の種類)</u>	陸上移動局	しょうぼういき105	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2	
	<u>第10条</u> 通信の種類は、次のとおりとする。			壱岐市消防本部内	
	(1) 緊急通信 非常又は緊急の場合に行う通信	陸上移動局	しょうぼういき106	壱岐市芦辺町中野郷西触411一2	
	(2) 一般通信 平常時に行う普通通信				
	(同報無線の種類) - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	陸上移動局	しょうぼういき10	壱岐市芦辺町中野郷西触411一2	
	<b>第11条</b> 同報無線の種類は、次のとおりとする。			壱岐市消防本部内	
	(1) 一斉放送 防災無線から所属する全拡声子局及び全受信機に対して行う放送	陸上移動局	しょうぼういき11	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2	
	(2) 選択放送 防災無線から複数の拡声子局及び受信機群を選択して行う放送			壱岐市消防本部内	
	(3) 個別放送 防災無線から特定の拡声子局及び当該子局に属する受信機に対する放送	陸上移動局	しょうぼういき12	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2	
	(4) 単独放送 拡声子局からその域内に対する放送				
	<u>(通信の取扱順位)</u>	陸上移動局	しょうぼういき13	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2	

頁	現行計画		修正計画				
	第12条 通信の取扱順位は、緊急通信及び一般通信の順位により行う。			壱岐市消防本部内			
	2 同一種類の通信の取扱いは、通報の受付順位により行うものとする。ただし、無線管理者が特別の理由がある	陸上移動局	しょうぼういき14	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2			
	と認めるときは、取扱順位を変更することができる。			壱岐市消防本部内			
	3 条例第2条に規定する業務の円滑な運営を期するため、一般通信については放送番組を編成して行うものと	陸上移動局	しょうぼういき15	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2			
	し、その順位及び時間については、無線管理者が定める。			壱岐市消防本部内			
	(平常時の運用)	陸上移動局	しょうぼういき16	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2			
	第13条 平常時の通信は、次のとおりとする。			<b>壱岐市消防本部内</b>			
	(1) 同報無線 防災無線からの定時放送の回数は、1日3回を原則とするが、急を要するものは、その都度行	陸上移動局	しょうぼういき17	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2			
	<u>うものとする。</u>			壱岐市消防本部内			
	(2) 移動無線 必要に応じ随時行うものとする。	陸上移動局	しょうぼういき18	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2			
	(災害時の事前措置等)			壱岐市消防本部内			
	第14条 無線管理者は、台風等により災害の発生が予想される場合には、無線設備が完全に機能し、通信が円滑に	陸上移動局	しょうぼういき19	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2			
	運用できるよう、必要な措置を無線担当者に講じさせなければならない。						
	(通信の制限)	陸上移動局	しょうぼういき110	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2			
	第15条 無線管理者は、災害の発生時その他特に必要があると認めるときは、一般通信を制限することができる。						
	2 無線管理者は、前項の規定により通信を制限しようとするときは、制限の内容等必要な事項を関係者に通知し	陸上移動局	しょうぼういき111	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2			
	<u>なければならない。</u>						
	3 無線管理者は、通信の制限が必要でなくなったときは、直ちにその旨を関係者に通知しなければならない。	陸上移動局	しょうぼういき112	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2			
	(一般同報無線の中止)_						
	第16条 無線管理者は、壱岐市災害対策本部が設置された場合は、一般同報無線を中止させ、又は解除させること	陸上移動局	しょうぼういき113	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2			
	ができる。						
	2 前項の規定による放送の中止又は解除については、前条第2項及び第3項の規定を準用す	陸上移動局	しょうぼういき 1	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2			
	<u>3.</u>						
	(通信の拒否)	陸上移動局	しょうぼういき 2	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2			
	第17条 無線管理者は、通報の内容が第7条の規定に違反すると認めるときは、その申込みを拒否することができ						
	<u>3.</u>	陸上移動局	しょうぼういき 3	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2			
	2 無線管理者は、前項の規定による拒否をした場合には、申込者に対し通知するものとする。						
	(移動無線の運用)	陸上移動局	しょうぼういき 4	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2			
	第18条 移動無線の運用は、特別な事情がある場合を除き、基地局の統制下に行うことを原則とする。						
	<u>(通信統制)</u>	陸上移動局	しょうぼういきごうのうら	壱岐市郷ノ浦町志原西触676			
	第19条 無線管理者は、災害発生時に通信が輻輳し、又は輻輳が予想される場合は、無線担当者に、移動無線の内			壱岐消防署郷ノ浦支署内			
	容を監視させ、必要に応じ割込み通話、制限その他の方法により、通信統制を行わせなければならない。	陸上移動局	しょうぼういき201	壱岐市郷ノ浦町志原西触676			
	2 基地局内制御器からの通話者及び移動局は、前項の通信統制に従わなければならない。			<b>壱岐消防署郷ノ浦支署内</b>			
	(同報無線の申込み)	陸上移動局	しょうぼういき202	壱岐市郷ノ浦町志原西触676			
	第20条 同報無線を利用しようとする者は、同報無線利用票(様式第1号。以下「利用票」という。)に必要事項			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	を記載し、無線管理者に申し込まなければならない。		しょうぼういき203	壱岐市郷ノ浦町志原西触676			
	2 無線管理者は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容が第7条の規定に違反しないと認めたとき			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	は、無線担当者に前項に規定する利用票を回付するものとする。	陸上移動局	しょうぼういき204	壱岐市郷ノ浦町志原西触676			
	3 無線担当者は、前項の規定による利用票の回付を受けたときは、利用票に必要事項を記入し、受付処理を行う	12 20 200113		壱岐消防署郷ノ浦支署内			
				0.VIII/4 E//T / III/V E I 4			

頁	現行計画		修	正計画
	<u>ものとする。</u>	陸上移動局	しょうぼういき205	壱岐市郷ノ浦町志原西触676
	_(単独放送)_			壱岐消防署郷ノ浦支署内
	第21条 拡声子局による単独放送は、第6条第1号に規定する者が行うものとする。	陸上移動局	しょうぼういき21	壱岐市郷ノ浦町志原西触676
	2 前項に規定する者は、緊急その他やむを得ない事情があると認められるときは、その責任において第三者に放			壱岐消防署郷ノ浦支署内
	送させることができる。	陸上移動局	しょうぼういき22	壱岐市郷ノ浦町志原西触676
	(拡声子局の管理)			壱岐消防署郷ノ浦支署内
	第22条 拡声子局の管理責任者は、当該設備について善良な管理を行わなければならない。	陸上移動局	しょうぼういき23	壱岐市郷ノ浦町志原西触676
	(時刻の照合)			壱岐消防署郷ノ浦支署内
	第23条 無線担当者は、毎日1回以上、防災無線備付けの時計の時刻照合を行わなければならない。	陸上移動局	しょうぼういきかつもと	壱岐市勝本町西戸触844-2
	(業務日誌)			壱岐消防署勝本出張所内
	第24条 無線担当者は、無線業務日誌(様式第2号)により、毎日の通信状況等必要事項を記入し、決裁を受けな	陸上移動局	しょうぼういき301	壱岐市勝本町西戸触844-2
	thitasav.			壱岐消防署勝本出張所内
	(日誌抄録の提出)	陸上移動局	しょうぼういき303	壱岐市勝本町西戸触844-2
	第25条 無線管理者は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第41条に規定する無線業務日誌抄			壱岐消防署勝本出張所内
	録(様式第3号)を作成させ、九州総合通信局長に提出しなければならない。	陸上移動局	しょうぼういき31	壱岐市勝本町西戸触844-2
	(無線従事者の選任及び解任届)			壱岐消防署勝本出張所内
	第26条 無線管理者は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、電波法第51条の規定により、無線従事者選	陸上移動局	しょうぼういき32	壱岐市勝本町西戸触844-2
	(解)任届(様式第4号)を九州総合通信局長に提出しなければならない。			壱岐消防署勝本出張所内
	(備付け業務書類)	陸上移動局	しょうぼういきくうこう	壱岐市石田町筒城東触1724
	第27条 防災無線に備付けを要する業務書類等は、電波法施行規則第2章第7節に定めるものとする。			壱岐消防署壱岐空港出張所内
	2 無線管理者は、前項に規定する書類等を紛失しないよう十分な保管措置を講じなければならない。	陸上移動局	しょうぼういき401	壱岐市石田町筒城東触1724
	<u>(無線設備管理台帳)</u>			壱岐消防署壱岐空港出張所内
	第28条 無線管理者は、無線設備管理台帳(様式第5号)を作成し、無線設備の善良な管理を行わなければならな	陸上移動局	しょうぼういき41	壱岐市石田町筒城東触1724
	<u>V</u> ,			壱岐消防署壱岐空港出張所内
	(受信機等の貸与)	陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶちょうしゃ	壱岐市郷ノ浦町本村触562
	第29条 市長は、必要と認める世帯主に対し、受信機を1台貸与する。			壱岐市役所内
	2 受信機の貸与を受けようとする者は、防災行政無線送受信機貸与申請書(様式第6号)により市長の承認を受	陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶ 1	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2
	<u>けなければならない。</u>			壱岐市消防本部内
	3 市長は、防災無線の設置目的を達成するため、移動局用無線機(以下「無線機」という。)	陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶ 2	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2
	を別に指定する移動局用無線機器貸与責任者に貸与する。			壱岐市消防本部内
	(借用証の提出)	陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶ3	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2
	第30条 前条の規定により貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、借用書(様式第7			<b>壱岐市消防本部内</b>
	<u>号)を速やかに市長に提出しなければならない。</u>	陸上移動局	しょうぼういき501	壱岐市郷ノ浦町本村触562
	(使用期間) <b>第21条</b> 采标機の供用機関は、第20条件の項の承認は乗りませる。「欠します			壱岐市役所内
	第31条 受信機の使用期間は、第29条第2項の承認を受けた日から5年とする。	陸上移動局	しょうぼういき502	壱岐市勝本町西戸触182-5
	(期間更新) <b>第10条</b> か代に表は、期間溝マ後引き使いては用したらしますしたけ、欧災行政無額光延行機がは代に由まま(接			壱岐市役所勝本支所内
	第32条 被貸与者は、期間満了後引き続いて使用しようとするときは、防災行政無線送受信機継続貸与申請書(様	陸上移動局	しょうぼういき503	壱岐市芦辺町芦辺浦562
	式第8号)により市長の承認を受けなければならない。 (保険素な)			壱岐市役所芦辺支所内
	<u>(保管責任)</u>	陸上移動局	しょうぼういき504	壱岐市石田町石田西触1290

頁	現行計画		修正計画					
	第33条 被貸与者は、貸与に係る受信機を善良な管理義務をもって運用し、管理し、及び保管しなければならない。			壱岐市役所石田支所内				
	(受信機の返還)	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく1	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	第34条 条例第12条の規定に該当するに至った被貸与者は、速やかに防災行政無線放送受信機返還書(様式第9			壱岐市役所内				
	<u>号)により受信機を市長に返還しなければならない。</u>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく2	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	(転貸の禁止等)			壱岐市役所内				
	第35条 被貸与者は、貸与に係る無線機又は受信機を他に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく3	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	(滅失又は損傷)							
	第36条 市長は、被貸与者が貸与品を滅失し、又は損傷したときは、代品を貸与することができる。ただし、貸与	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく4	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	品の滅失又は損傷が被貸与者の故意又は過失によると認められる場合は、その代品又は実費を弁償させること							
	<u>ができる。</u>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく5	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	(保守の区分)							
	第37条 無線設備の保守点検は、日常点検及び定期点検に区分して行う。	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく6	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	(日常点検)							
	第38条 無線管理者は、無線担当者及び第6条に規定する管理責任者(以下「保全担当者」という。)に、日常点	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく7	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	検を行わせなければならない。							
	2 保全担当者が行う日常点検の内容及び実施方法は、次のとおりとする。	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく8	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	(1) 通話試験 同報無線にあっては、毎朝の時刻及び定時放送の受信状況による。							
	(2) 設備現状の点検 無線設備の形状及び外観異状の有無の確認及び清掃	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく9	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	(定期点検)							
	第39条 無線管理者は、無線設備の機能を正常に維持するため、年1回定期点検を無線業者に委託して実施させる	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく10	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	<u>ものとする。</u>							
	2 前項に規定する委託業務の内容等詳細については、別途業務委託契約書で定める。	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく11	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	(異状発生時の措置)							
	第40条 保全担当者は、日常点検の結果無線設備に異状を発見したとき、又は故障等障害が発生したときは、速や	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく12	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	かに無線管理者にその状況等を報告しなければならない。							
	2 前項の規定により報告を受けた無線管理者は、その復旧に関し、速やかに必要な措置を講じなければならな	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく13	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	<u>v</u> ,							
	(障害の記録)	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく14	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	第41条 無線管理者は、役所局に障害記録簿(様式第10号)を備え付け、無線設備の障害の事実、措置等を記録し、							
	及び保管させなければならない。	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく15	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	<u>(その他)</u>							
	第42条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく16	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
				<b>壱岐市役所内</b>				
	<u>附 則</u>	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく17	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
	<u>(施行期日)</u>			<b>壱岐市役所内</b>				
	1 この規則は、平成16年3月1日から施行する。	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく18	壱岐市郷ノ浦町本村触562				
				<b>壱岐市役所内</b>				
	2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の郷ノ浦町防災行政無線施設の設置及び管理に関する規則(昭和57	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく19	を岐市郷ノ浦町本村触562				
	年郷ノ浦町規則第1号)、勝本町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関	1221/2017		壱岐市役所内				
				C 24 1: 129/711 4				

			它或用地域仍及計画【本種								
頁		現	行計画		修]	E計画 					
	する規則(平原	成3年勝本町規則第5号)、勝	本町防災行政無線通信施設の管理運用に関する規	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく20	壱岐市郷ノ浦町本村触562					
	則 (平成3年)	券本町規則第6号)、芦辺町防	災行政無線局管理運用規程 (昭和62年芦辺町訓令	.		<u> </u>					
	第1号) 又は石田	日町消防防災無線通信施設の設置及び	び管理に関する施行規則(昭和58年石田町規則第2号)の規	陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく21	壱岐市郷ノ浦町本村触562					
	定によりなされた	と処分、手続その他の行為は、それる	ごれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の			<u> </u>					
	行為とみなす。			陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく22	壱岐市郷ノ浦町本村触562					
						<u> </u>					
	様式第1号~様式	<b>第10号</b> 〔略〕		陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく23	壱岐市郷ノ浦町本村触562					
						<u> </u>					
				陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく 1	壱岐市勝本町西戸触182一5					
						<u> </u>					
				陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく2	壱岐市勝本町西戸触182一5					
						<u> </u>					
				陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく3	壱岐市勝本町西戸触182一5					
						壱岐市役所勝本支所内					
				陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく4	壱岐市勝本町西戸触182一5					
						壱岐市役所勝本支所内					
				陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく5	壱岐市勝本町西戸触182一5					
						壱岐市役所勝本支所内					
				陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく 6	壱岐市勝本町西戸触182-5					
						壱岐市役所勝本支所内					
	2 2 歴史公公元式を何	<b></b>		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく7	壱岐市勝本町西戸触182-5					
		無線設置場所一覧表				壱岐市役所勝本支所内					
	1 同報系無線局 <i>□</i>	7性別		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく8	壱岐市勝本町西戸触182一5					
	<u>○郷ノ浦町</u> 「	11	設 置 場 所			壱岐市役所勝本支所内					
	田内日	呼 出 名 称	<del></del>	陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく9	壱岐市勝本町西戸触182-5					
	固定局	<u>ぼうさいごうのうらちょうやくば</u>	<del></del>			壱岐市役所勝本支所内					
	中継局	岳の辻	<u>若松 450 番地</u>	陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく10	壱岐市勝本町西戸触182-5					
	拡声受信局	新田	新田触 1158 番地			壱岐市役所勝本支所内					
		<u>里</u>	里触 479 番地	陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく11	壱岐市勝本町西戸触182-5					
		<u>小牧西1</u>	小牧西触 124 番地 1			壱岐市役所勝本支所内					
		小牧西2	小牧西触 689 番地 2	陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく12	壱岐市勝本町西戸触182-5					
		沼津地区民センター	長峰本村触 835 番地 2			壱岐市役所勝本支所内					
		有安 1	有安触 2071 番地 2	陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく13	壱岐市勝本町西戸触182-5					
		有安2	有安触 142 番地 1	mb 1 22 22 =:		壱岐市役所勝本支所内 					
		有安3	有安触 451 番地 1	陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく14	壱岐市勝本町西戸触182-5					
		長峰本村	長嶺本村触 287 番地	D+ 1 <4. !</th <th>, &gt; 100 &gt; 100 , 100</th> <th>壱岐市役所勝本支所内 大は大型といるエディン・0.00 - 5</th>	, > 100 > 100 , 100	壱岐市役所勝本支所内 大は大型といるエディン・0.00 - 5					
		 長峰東	長峰東触 146	陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく15	壱岐市勝本町西戸触182-5					
		 大浦	大浦職 615 番地 2		)	壱岐市役所勝本支所内 志は志勝 -					
	l	<del></del>		陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく 16	壱岐市勝本町西戸触182-5					

単城本村         単城本村触 727番地         壱岐市役所勝本支所内           生方         生方触 458番地3         陸上移動局         しょうぼうだんいきかつもとちく17         壱岐市勝本町西戸触182-5         壱岐市勝本町西戸触182-5         壱岐市役所勝本支所内           本田         物部本村触 164番地1         地田触 1009番地1         世上移動局         しょうぼうだんいきかつもとちく18         壱岐市接本町西戸触182-5         壱岐市役所勝本支所内           田中         田中触 334番地         世上移動局         しょうぼうだんいきあしべちく1         壱岐市芦辺町芦辺浦562         壱岐市役所芦辺支所内           大原2         大原触         大原触         とようぼうだんいきあしべちく2         壱岐市党辺町芦辺浦562         壱岐市役所芦辺支所内           産原西(2・大原触         志原西(2・大原触 96番地2         壱岐市役所芦辺支所内         陸上移動局         しょうぼうだんいきあしべちく3         壱岐市芦辺町芦辺浦562         壱岐市役所芦辺支所内           産財市役所产辺支所内         で岐市役所产辺支所内         陸上移動局         しょうぼうだんいきあしべちく4         壱岐市党辺町芦辺浦562         壱岐市役所产辺町芦辺浦562         壱岐市役所产辺町芦辺浦562         壱岐市役所产辺町芦辺浦562         壱岐市役所产辺町芦辺浦562         壱岐市役所产辺町芦辺浦562         壱岐市役所产辺町戸辺市方辺市ち02         壱岐市役所产辺町戸辺市ち62         壱岐市役所产辺町戸辺市562         壱岐市役所产辺町戸辺市562         壱岐市役所产辺町戸辺市562         壱岐市役所产辺町戸辺市562         壱岐市役所产辺町戸辺市562         壱岐市役所产辺町戸辺市562         壱岐市役所产辺町戸辺市562         壱岐市役所产辺町戸辺市562         壱岐市役所产辺町戸辺浦562         壱岐市役所产辺町戸辺浦562         壱岐市役所产型町戸辺浦562         壱岐市役所产型町戸辺浦562         壱岐市役所产型         壱岐市役所产工         壱岐市役所产工         壱岐市役所产工         ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
柳田地区民センター     柳田触 201 番地 1       本田     物部本村     柳田触 1009 番地 1       田中     田中触 334 番地       大原 1     大原触 1301 番地       大原 2     大原触 5       志原地区民センター     大原触 96 番地 2       志原西     志原西触 905 番地 4       取り 1082 番地 4       変し 2     大阪 1 2       虚し移動局     しょうぼうだんいきあしべちく 1       虚上移動局     しょうぼうだんいきあしべちく 2       虚し移動局     しょうぼうだんいきあしべちく 2       虚し移動局     しょうぼうだんいきあしべちく 2       虚し移動局     しょうぼうだんいきあしべちく 3       虚し移動局     しょうぼうだんいきあしべちく 3       虚し移動局     しょうぼうだんいきあしべちく 3       虚しの方式のよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ	
大田   物部本村触 164番地1	
物部本村   柳田触 1009 番地 1	
世中     田中館 334番地       大原1     大原触 1301番地       大原2     大原触       志原地区民センター     大原触 96番地 2       志原西     志原西触 905番地 4       正月     正月       正月	
世中     田中楓 334 番地       大原 1     大原触 1301 番地       大原 2     大原触       志原地区民センター     大原触 96 番地 2       志原西     志原西触 905 番地 4       正人際 1083 番地 4     世上移動局       世上移動局     しょうぼうだんいきあしべちく 3       陸上移動局     しょうぼうだんいきあしべちく 3       で岐市役所芦辺支所内       で岐市役所芦辺支所内	
大原社   大原触   1301 番地	
大原2     大原触       志原地区民センター     大原触 96 番地 2       志原西     志原西触 905 番地 4       正月     正月 1082 番地 4         正月     正月 1082 番地 4         正月     正月 1082 番地 4	
志原地区民センター     大原触 96 番地 2       志原西     志原西触 905 番地 4       正人職 1082 番地 4     世上移動局       正人職 1082 番地 4     世域市役所芦辺支所内	
<u>本原西</u>   <u>本原西触 905 番地 4</u>   <u>下上際 1082 番地 4</u>   <u>下上</u>	
<u> </u>	
町山         町山 組84番地1         町山 銀山触 484番地1         でよりなりたんできあらべりくす         壱岐市役所芦辺支所内	
初瀬   初山東触 1588 番地   でよりはりだけである。   ではずんが という	
初山東1   初山東触 406 番地 1   陸上移動局 しょうぼうだんいきあしべちく 7   壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2	
初山東 2   初山東触 129 番地 1   壱岐市役所芦辺支所内	
初山西1   初山西触 985 番地 2   陸上移動局 しょうぼうだんいきあしべちく8   壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2	
初山西 2   初山西触 83 番地 1   一	
坪1     坪盤 2277 番地 1       陸上移動局     しょうぼうだんいきあしべちく9     壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2	
坪2     坪触 707 番地	
片原 1     片原触 2519 番地 1         陸上移動局     しょうぼうだんいきあしべちく10       一次のでは、10     一次のでは、10	
一	
<u>                                    </u>	
<u></u>	
弁天崎     片原触 1553 番地       世上移動局     しょうぼうだんいきあしべちく13       では市芦辺町芦辺浦5 6 2       大け古のませい。	
<u>元居 郷ノ浦 408 番地</u>	
前下ル町     郷ノ浦 122 番地     陸上移動局     しょうぼうだんいきあしべちく1 4     壱岐市芦辺町芦辺浦 5 6 2	
本村     本村触 693 番地 1       1	
八畑     本村触 48 番地 1     陸上移動局     しょうぼうだんいきあしべちく15     壱岐市芦辺町芦辺浦562       市     車舶 8/49 番地 1	
<u>木瓜 047 田地 1</u>	
<u>古城</u> <u>来版 1000 街地 1</u>	
<u>  上版 118 番地 1   上版 118 番地 1                                   </u>	
麦谷   麦谷触 1097 番地	

頁	頁                   現行計画					修正計画					
		栗岳	渡良東触 993 番地		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく1	壱岐市石田町石田西触1290				
		牧	渡良東触 1465 番地				<b>壱岐市役所石田支所内</b>				
		渡良地区民センター	渡良南触 422 番地		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく2	壱岐市石田町石田西触1290				
			渡良西触 814 番地 1				<u>壱岐市役所石田支所内</u>				
		渡良浦	渡良浦 1363 番地		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく3	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0				
			渡良浦 292 番地				<u> </u>				
		大島	大島 256 番地 1		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく4	壱岐市石田町石田西触1290				
		長島	長島 48 番地 1				<u> </u>				
		原島	原島 497 番地		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく5	壱岐市石田町石田西触1290				
		役場	本村触 562 番地				<u> </u>				
	○勝本町	IX-79	4411177 005 EVE		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく6	壱岐市石田町石田西触1290				
		呼 出 名 称	設 置 場 所		PL 1 76-51 FF		<b>壱岐市役所石田支所内</b>				
	国定局	<u>ゴーローローや</u> ぼうさいかつもとちょうやくば	西戸触 182 番地 5		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく7	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0				
	中継所	<u>                                      </u>	四) 加 102 田地 3		7+ 1 14 <del>1</del> 1 □	) . >  ~ > k) , & , ) kk ) 0	<b>壱岐市役所石田支所内</b>				
		上の山	坂本触 58		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく8	壱岐市石田町石田西触1290 売はま得まて田本部中				
	拡声受信局		<del></del>		<b>陸上投動</b> 見	1,200241,314410	壱岐市役所石田支所内 = はまて四野て四亜触 1 2 0 0				
		中央公民館	勝本浦 211 番地 3		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく9	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0 壱岐市役所石田支所内				
		お茶屋敷住宅	仲触 1989 番地		   陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく10	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0				
		塩谷公民館前	仲触 19 番地 2		医工物期间	<u> </u>	壱岐市役所石田支所内				
		天ケ原町民グラウンド	仲触 90 番地 1		   陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく11	壱岐市石田町石田西触 1 2 9 0				
		嶋ノ神配水池	西戸触 199 番地 1		1至工1930月	Da ya yikini e i bika i 11	- <del> </del>				
		- 単山	東触 2605 番地 3 地先		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく12	壱岐市石田町石田西触1290				
		坂本触 1	坂本触 316 番地 1		1221020011						
		坂本触2	坂本触 1735 番地 2		陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく13	壱岐市石田町石田西触1290				
		<u>仲触 1</u>	東触 17 番地 2								
		仲触 2	仲触 645 番地 1		陸上移動局	しょかついき 1	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2				
		東触1	東触 367 番地 2								
		東触2	東触 1117 番地 1		陸上移動局	しょかついき 2	壱岐市芦辺町中野郷西触411一2				
		西戸触1	西戸触 648 番地 2 地先				壱岐市消防本部内				
		西戸触2	西戸触 1026 番地第 2		陸上移動局	しょかついき 3	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2				
		<u> 北触 1</u>	北触 1347 番地 1				壱岐市消防本部内				
		北触 2	北触 487 番地		陸上移動局	しょかついき 4	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1 — 2				
		北触 3	北触 227 番地				<u> </u>				
		大久保触 1	大久保触 61 番地		陸上移動局	しょかついき 5	壱岐市芦辺町中野郷西触 4 1 1 — 2				
		大久保触 2	新城西触 1071 番地 1				<b>壱岐市消防本部内</b>				
		新城東触1	新城東触 1350 番地 7		陸上移動局	しょかついき 6	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2				
		新城東触2	新城東触 95 番地 3				<b>壱岐市消防本部内</b>				
	ı	1			陸上移動局	しょかついき 7	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2				

頁		現行計画	修正計画				
	新城西触1	新城西触 765 番地			壱岐市消防本部内		
	新城西触 2	新城西触 980 番地 3		陸上移動局 しょかついき 8	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2		
	勝本総合公園	新城西触 1665 番地 1			<u> </u>		
	片山触	片山触 259 番地 3		陸上移動局 しょかついき 9	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2		
	本宮西触	本宮西触 907 番地 2			<u> </u>		
	本宮東触	本宮東触 1391 番地		陸上移動局   しょかついき10	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2		
	本宮仲触	本宮仲触 607 番地			<u> </u>		
	本宮南触1	本宮南触 78 番地		陸上移動局   しょかついき11	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 - ************************************		
	本宮南触2	本宮南触 808 番地 1 地先			<u> </u>		
	白滝団地入口	本宮南触 567 番地 2 地先		陸上移動局 しょかついき 1 2	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内		
	上場触	上場触 841 番地		陸上移動局 しょかついき13	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2		
	<u>布気触</u>	布気触 473 番地 3					
	湯本	立石西触 92 番地 2		陸上移動局 しょかついき14	壱岐市芦辺町中野郷西触411一2		
	百合畑触	百合畑触 342 番地 1			壱岐市消防本部内		
	立石西触	立石西触 707 番地 1		陸上移動局 しょかついき 15	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2		
	立石南触	立石南触 583 番地 2			<u>壱岐市消防本部内</u>		
	立石仲触	立石仲触 342 番地 6 地先		陸上移動局 しょかついき16	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2		
	立石東触1	立石東触 322 番地 2			壱岐市消防本部内		
	立石東触 2	立石東触 760 番地		陸上移動局   しょかついき17	壱岐市芦辺町中野郷西触411一2		
	勝本町役場	西戸触 182 番地 5			<u> </u>		
移動系中継局	神通	本宮東触 448 番地 2		陸上移動局   しょかついき18	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 - ************************************		
○芦辺町					壱岐市消防本部内 壱岐市芦辺町中野郷西触411-2		
	呼 出 名 称	設置場所		陸上移動局 しょかついき 19	它吸巾戶边叫中野鄉四 <u>牌411-2</u> 壱岐市消防本部内		
固定局	ぼうさいあしべちょうやくば	芦辺浦 562 番地					
中継局	高尾	諸吉二亦触 1130 番地			壱岐消防署郷ノ浦支署内		
拡声受信局	<u> 役場</u>	芦辺浦 562 番地		陸上移動局 しょかついき22	壱岐市郷ノ浦町志原西触676		
	芦辺浦	芦辺浦 85 番地 3			壱岐消防署郷ノ浦支署内		
	諸吉大石触1	諸吉大石触 667 番地 1		陸上移動局 しょかついき23	壱岐市郷ノ浦町志原西触676		
	八幡浦 1	<u>諸吉本村触 1804 番地 62 先</u>			壱岐消防署郷ノ浦支署内		
	八幡浦2	<u>諸吉本村触 1301 番地 1</u>		陸上移動局 しょかついき24	壱岐市郷ノ浦町志原西触676		
	諸吉大久保	<u>諸吉本村職 1271 番地 1</u>			壱岐消防署郷ノ浦支署内		
	諸吉内海	諸吉南触 1055 番地 1		陸上移動局 しょかついき 25	壱岐市郷ノ浦町志原西触676		
	諸吉今里	諸吉南触 426 番地 2			壱岐消防署郷ノ浦支署内		
	諸吉須気	諸吉二亦触 203 番地 1 先		陸上移動局 しょかついき 3 1	壱岐市勝本町西戸触844-2		
	諸吉二亦触	諸吉二亦触 436 番地 1			<u> </u>		
	国分川迎触	国分川迎触 360 番地 1		陸上移動局   しょかついき32	壱岐市勝本町西戸触844 <u>−2</u> 亳岐治防累勝太山張武内		
					壱岐消防署勝本出張所内		

頁	現行計画			修正計画			
		国分東触2	国分東触 633 番地		陸上移動局	しょかついき33	壱岐市勝本町西戸触844-2
		那賀出張所	中野郷西触 362 番地 2				<u>壱岐消防署勝本出張所内</u>
		中山干拓	箱崎中山触 2599 番地				
		瀬戸浦	瀬戸浦 171 番地 3				
		瀬戸浦少弐	瀬戸浦 373 番地 1		別表第3(第17条)		
		瀬戸浦恵美須	瀬戸浦 670 番地 4		相手局の	日 日 (曜日) 無線通信業務日誌 電波の型式 通信概要 通信時間 及び	合計
		箱崎出張所	箱崎大左右触 924 番地 2		又 は 呼 出 符 号 一 消防岳ノ辻	通信時間 及 U 使用腐皮数 強 度 明瞭度 混 空 相手局 相手局から通信を 始 終 対手 自己 対 自 対 自 信 電	スリルーチザの概要 員 た時その事項
		箱崎大左右触1	箱崎大左右触 1103 番地 1		# # # # # # # # # # # # # # # # # # #		
		箱崎釘ノ尾触3	箱崎釘ノ尾触 870番ロ第2		н н		電波の規正に ついて指示を 受けた時はそ
		箱崎大左右触2	箱崎大左右触 2131 番地 3		H H		の事実及び措置の内容
		箱崎大左右触3	箱崎中山触 231 番地 2		н н		
		諸吉大石触2	諸吉大石触 258 番地		н н		機械の事故の 事実、原因を びこれに対す る措置の内容
		諸吉清水	諸吉東触 825 番地 3		H H		
		諸吉本村触	諸吉仲触 131 番地 1		н		
		諸吉山王	諸吉東触 415 番地				
		諸吉後目	諸吉仲触 1646 番地 3				
		諸吉内坂	諸吉仲触 730 番地 1				
		諸吉高尾	諸吉二亦触 1130 番地				
		深江本村触	深江本村触 667 番地				
		深江南触	深江本村触 1314 番地				
		深江東触	深江東触 421 番地 1				
		深江鶴亀触	深江鶴亀 493 番地 1				
		深江平触	深江平触 249 番地 1				
		深江栄触 1	深江栄触 617 番地 1				
		深江栄触2	深江栄触 77 番地				
		湯岳本村触1	湯岳本村触 628 番地				
		湯岳本村触2	湯岳今坂触 63 番地 1				
		湯岳興触	湯岳興触 672 番地 1				
		湯岳今坂触	湯岳興触 1086 番地 1				
		住吉山信触	住吉山信触 933 番地 1				
		住吉東触	住吉東触 23 番地 1				
		住吉前触1	住吉前触 739 番地 1				
		住吉前触2	住吉前触 903 番地 3				
		住吉後触	住吉後触 672 番地				
		国分開拓	国分本村触 851 番地 4				
		国分東触1	国分東触 41 番地 1				

頁			現行計画		修正計画
		中野郷本村触1	中野郷東触 1489 番地 1		
		中野郷本村触2	中野郷本村 422 番地 2		
		中野郷仲触	中野郷仲触 886 番地 4		
		国分当田触1	中野郷仲触 93 番地		
		国分当田触2	国分当田触1番地		
		箱崎諸津触1	箱崎諸津触 2285 番地		
		箱崎諸津触2	箱崎諸津触 493 番地		
		箱崎釘ノ尾触1	箱崎諸津触1番地1		
		箱崎釘ノ尾触2	箱崎釘ノ尾触 227 番地		
		箱崎釘ノ尾触4	箱崎釘ノ尾触 780 番地		
		箱崎中山触1	<b>箱崎中山触 2119 番地 1</b>		
		箱崎中山触2	箱崎中山触 2503 番地		
		箱崎谷江触1	箱崎中山触 43 番地		
		箱崎谷江触2	<u>箱崎谷江触 1123 番地 1</u>		
		箱崎本村触1	箱崎本村触 388 番地 1		
		箱崎本村触2	箱崎本村触 46 番地		
		箱崎本村触3	箱崎本村触 1019 番地		
		箱崎本村触4	<u>箱崎本村触 1247 番地 3</u>		
		箱崎江角触1	箱崎江角触 1741 番地		
		箱崎江角触2	箱崎江角触 521 番地 2		
	<u>○石田町</u>			,	
		呼 出 名 称	設 置 場 所		
	固定局	<u>ぼうさいいしだちょう</u>	石田西触 1290		
	中継局	<u></u> <u> </u>			
	拡声受信局	<u>A 1</u> 射手吉一1	射手吉触 820 番 1		
		<u>A 2</u> <u>射手吉一2</u>	射手吉触 456 番 1		
		<u>A 3</u> <u>興</u>	興触 262 番 1		
		<u>B1</u> 池田西—1	石田西触 501 番 2		
		<u>B 2</u> 池田西—2	石田西触 1265 番		
		<u>B3</u> 池田仲—1	仲触		
		<u>B 4</u> <u>池田仲一2</u>	仲触 1203 番 3		
		<u>B 5</u> 池田東—1	池田東触 156 番 3		
		<u>B 6</u> 池田東—2	池田東触 358 番 1		
		<u>C1</u> 石田西-1	石田西触 636 番		
		<u>C2</u> <u>石田西一2</u>	石田西触		
		<u>C3</u> <u>本村一1</u>	本村触 429 番 1		

頁	:	現行計画		修正計画				
	<u>C4</u> <u>本村−2</u>	本村触 233 番 1						
	<u>C 5</u> 南一1	南触 529 番 1						
	<u>C 6</u> 南一2	南触 270 番 1						
	<u>C7</u> 石田東—1	石田東触 192 番 2						
	<u>C8</u> 石田東-2	石田東触 754 番 4						
	<u>C9</u> 石田支所	石田西触 1290 番						
	<u>C10</u> 石田西—3	石田西触 1225 番 1						
	<u>D1</u> 筒城西—1	筒城西触 815 番 1						
	<u>D2</u> 筒城西—2	筒城西触 144 番 7						
	<u>D3</u> 筒城東─1	筒城東触 466 番 1						
	<u>D4</u> 筒城東—2	筒城東触 1806 番						
	<u>D5</u> 筒城東—3	筒城東触						
	<u>D6</u> 筒城東─4	筒城東触 1043 番 1						
	<u>E 1</u> 筒城仲— 1	筒城仲触 407 番 1						
	<u>E 2</u> <u></u> <u></u>	筒城仲触 175 番 7						
	<u>E3</u> <u></u>	筒城仲触 496 番						
	<u>E 4</u> <u>筒城仲─ 4</u>	筒城仲触 1395 番 3						
	<u>E 5</u> 筒城仲— 5	筒城仲触 1812 番 1						
	<u>F1</u> <u>山崎</u>	山崎触 476 番						
	<u>G1</u> 印通寺—1	印通寺浦 471—4						
	<u>G 2</u> 印通寺一 2	石田東触 674 番 1						
	<u>G3</u> <u>印通寺一3</u>	石田東触 888 番 1						
	<u>G4</u> <u>印通寺一4</u>	印通寺浦						
	<u>H 1</u> <u> </u>	<u> </u>						
296		<u>(平成26年4月1日)</u>	٦	郷ノ浦庁舎   T		年9月2日) T	<del></del> 1	
	<u>車両ナンバー</u> <u>車 名</u>	<u>所 属 用 途 摘 要</u>	_	<u>車両ナンバー</u> <u>車 名</u>	所 属	用 途	摘要	
		総務 市長車	-	長崎 40 と 4197 スズキ EVERY	総務課			
		総務	_	<u>長崎 50 つ 3912</u> ホンダ バモス	総務課			
		<u>リース</u> <u>ツカ</u> <u>ツカ</u> ・カカ	_	長崎 480 も 9628 スズキ エブリ	総務課		リース	
		総務課 文書連絡	_	長崎 527 さ 5482 トヨタ カローラ Luxel	総務課			
		<u>総務課</u>	-	長崎 327 さ 5274 トヨタ プリウス	総務課			
		<u>総務課</u> 管財課	_	長崎 527 さ 9489 スズキ スプラッシュ	危機管理課			
		管財課	-	長崎 827 さ 673 ミツビシ ギャランフォルティス	危機管理課			
		<u> </u>	-	長崎 40 て 7863 ミツビシ ミニキャブ	管財課			
		観光商工課	-				<del>                                     </del>	
	長崎 527 さ 6756 ニッサン セレナ	<u> </u>		<u>長崎 327 さ 4936</u> ニッサン e-NV200	SDGs 未来課			

頁		現行計画		修	正計画		
	長崎 580 も 8482 スズキ ステーションワゴン	観光商工課	リース	長崎 480 や 2714 ミツビシ MINICAB-MIEV	SDGs 未来課		リース
	<u>長崎 597 わ 5</u> <u>三菱 e k ワゴン</u>	観光商工課	リース	長崎 227 さ 56 ニッサン シビリアン SX29 人乗り	観光課	壱岐島荘	
	長崎 480 も 7012 ホンダ	観光商工課	<u>リース</u>	長崎 580 ゆ 2903 スズキ パレット	観光課		リース
	長崎 33 さ 2537 三菱 デリカ	観光商工課 壱岐島荘貸付	-	長崎 480 さ 5812 ミツビシ ミニキャブ	観光課		リース
	<u>長崎 227 さ 56</u> <u>ニッサン</u>	観光商工課 壱岐島荘貸付	-				
	長崎 427 さ 546 トヨタ カローラ	観光商工課 壱岐島荘貸付	-		観光課		リース
	長崎 497 わ 79 ホンダ	政策企画課 地域おこし協力隊貸出	リース	<u>長崎 580 ゆ 4571 ダイハツ ミライース</u>	観光課		<u>リース</u>
	長崎 480 も 8151 ホンダ	政策企画課 地域おこし協力隊貸出	リース	長崎 580 ゆ 5350 スズキ アルト	観光課		リース
	長崎 827 さ 673 三菱	消防 消防指令車		<u>長崎 580 ゆ 2033 ダイハツ ミラ</u>	商工振興課	ふるさと商社	リース
	長崎 827 さ 207 ヒノ	消防 消防分団		長崎 480 や 1997 ミツビシ ミニキャブバン	商工振興課		リース
	<u>長崎 88 た 1127</u> <u>イスズ</u>	消防 消防分団		長崎 580 ゆ 5348 ミツビシ ek ワゴン	政策企画課	芦辺庁舎	リース
	長崎 827 さ 513 ヒノ	消防		<u>長崎 580 ゆ 4256 ミツビシ ek ワゴン</u>	政策企画課	テレワークセンター	<u>リース</u>
	長崎 88 た 1121 トヨタ	消防 消防分団		長崎 58 ゆ 5405 ダイハツ ミライース	保護課		リース
	長崎 88 た 1285 トヨタ	消防 消防分団		長崎 58 ゆ 5406 ダイハツ ミライース	保護課		リース
	<u>長崎 80 た 169</u> <u>ダイハツ</u>	消防 消防分団		長崎 58 ゆ 5407 ダイハツ ミライース	保護課		リース
	<u>長崎 80 た 113</u> スバル	消防 元居婦人部		長崎 58 ゆ 5408 ダイハツ ミライース	保護課		リース
	長崎 88 た 0888 トヨタ	消防 消防分団			こども家庭課	古叶と ぼも キンカ	<del>                                     </del>
	長崎 88 た 1211 トヨタ	消防 消防分団		<u>長崎 580 や 9067 ダイハツ ミラ</u>		壱岐こどもセンター	<u>リース</u>
	<u>長崎 88 た 1187</u> <u>ニッサン アトラス</u>	消防 消防分団		長崎 50 ち 7451 ダイハツ ムーブ	こども家庭課	武生水保育所	<del>                                     </del>
	長崎 827 さ 299 トヨタ	消防 消防分団		<u>長崎 580 ゆ 5187</u> ダイハツ ミライース	こども家庭課	芦辺保育所	リース
	長崎 827 さ 700 トヨタ	消防分団		<u>長崎 580 ゆ 5186</u> <mark>ダイハツ ミライース</mark>	こども家庭課	郷ノ浦庁舎	リース
	<u>長崎 88 た 1018</u> <u>トョタ</u>	消防 消防分団		長崎 580 や 7473 ミツビシ タウンボックス	市民福祉課	郷ノ浦庁舎	リース
	長崎 827 さ 556 トヨタ	消防分団		長崎 580 も 1556 スバル プレオ	税務課	郷ノ浦庁舎	
	<u>長崎 88 た 827</u> <u>トョタ</u>	消防分団		長崎 580 も 1557 スバル プレオ	税務課	郷ノ浦庁舎	
	<u>長崎 88 た 954</u> <u>トヨタ</u>	消防 消防分団		長崎 480 も 5754 ミツビシ ミニキャブバン AT	税務課	郷ノ浦庁舎	リース
	<u>長崎 88 た 1353</u> <u>トヨタ</u>	消防 消防分団		長崎 580 も 6634 ダイハツ ミライースト L タイプ	税務課	郷ノ浦庁舎	リース
	長崎 880 も 12 スバル	消防分団					
	<u>長崎 80 た 132 ダイハツ</u>	消防分団					
	長崎 880 も 106 ダイハツ	消防分団					
	長崎 880 も 52 スバル	消防一消防分団					
	長崎 50 ち 491 スズキ アルト	<u>CW訪問</u>	04. 03譲渡				
	<u>長崎 50 つ 5012</u> スズキ ワゴンR	<u>CW訪問</u>	リース				
	長崎 50 つ 5013 スズキ ワゴンR	<u>CW訪問</u>	リース				
	<u>長崎 50 つ 5014</u> スズキ ワゴンR	<u>保護</u> <u>CW訪問</u>	<u>リース</u>				
	<u>長崎 50 つ 1272 スズキ アルト</u>	子ども家庭課					
	<u>長崎 50 ち 7451</u> <u>ダイハツ ムーブ</u>	子ども家庭課 武生水保育所	-				